

平成23年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成23年3月4日（金曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦務君
10番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君
参事	杉浦護君	環境経済部長	松本和雄君
会計管理者	鈴木政巳君	土木課長	山本幸一君
都市計画課長	鈴木富雄君	下水道課長	清水宏君
教育長	内田浩君	教育部長	牧野良司君
消防長	酒井利津夫君	選挙管理委員会委員長	志賀猛君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真を撮影いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、写真撮影を許可することに決定いたしました。

写真撮影は、一般質問の発言者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者及び選挙管理委員会委員長の14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 山本隆一君、9番 杉浦 務君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、8番、山本隆一君の質問を許します。

8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 議長さんのお許しを得まして、本日のトップとして一般質問ができますこと、光栄に存じます。

国では、九州では、普賢岳の火山、多くの被害で心が痛みます。お見舞い申し上げます。東海地方においては、岐阜の地震発生、豊橋では鶏の被害と、各地において不幸続き、国外では、ニュージーランドの大地震により、いまだ救出されずに、悲しい災害に深くお悔やみ申し上げます。

今回、私も昨年の暮れに思わぬ体の一部に腎性に見舞われましたが、世界の権威の名医により救われ、こうして本年も元気で過ごせる機会をいただき、身に余り幸せと存じます。今後は、町の議会、町民のためになればと思い、ここに発言をいたします。

最初に、窓口負担が高額になったとき、健康保険医療のきかない先進医療で健康保険適用について、安心して医療が受けられることについてお伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 御指摘にございます先進医療の関係でございます。

それに先立ちまして、議員、昨年、手術を受けられて、無事成功されたということで、まずお喜びを申し上げたいと思います。

先進医療につきましては、一般の医療保険適用と、それから医療保険の適用ができない最新、また非常に高度な技術について先進医療と言われております。そちらにつきましては、まだ技術的に安全性とか、その費用対効果とか、いろいろな部分を検証されていきながら、将来の保険適用に向けて専門家会議等で報告・検討されていくというものでございます。

今、議員おっしゃられましたように、先進医療による手術を受けられました場合、現行では、医療保険が適用される部分、これは例えば入院料ですとか、それはどういう手術の形をされても同じように術後の入院は必要でございますので、そちらは保険がききますが、その高度な器具、あるいは技術で行われた保険のきかない手術につきましては、その部分については御自分で御負担をいただかなければなりませんので、例えば総額100万円の入院費用がかかったとした場合に、通常のどういう形の手術であったとしても、入院にかかる費用が50万であったとしたら、50万円分については保険のルールで算定をされますが、残りの50万については全額自己負担と、こういうことになるのが今の現状でございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） それで、今後、国・県に対しての、こういう現在、幸田におきましても50代・60代の若い方が名医にかかれば、ある程度長生きはできるかと思いますが、今後の治療について救われるためにも、国・県に何かいい対策はないか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 私どもも議員から非常に術後もいいし、回復も早い、そういうような報告をいただいております。

私どもがこの先進医療等について、直接、国ですとか、そういう政策決定に関与する、そういう立場にはございませんので、非常に困るわけでございますけれども、ただ私どももこの少ない町村の中で、国保連合会等のいろんな研究会議とか、そういう委員に町の職員が携わるケースが近年もふえてきておるわけですが、今後もふえていくと思われま。

そういうことで、そういう機会があれば、もし意見を申し述べる機会があれば、こういう手術に対して非常に受けられた患者さんから術後もいいというような報告を受けておるといことは申し上げていく、そういうふうにはしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、将来の幸田町、未来人と物づくりについて、幸田町の将来として他市町村との合併を考えずに独自の歩みをつくっていく計画について、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今現在、幸田町には、第5次の総合計画が策定されております。この中に持続可能な自立したまち、5万人規模を展望したまちづくりを進めていくという計画になっております。こういった総合計画につきましては、現在のところ見直す考えはないということでございます。

今現在、ちょうど10カ年計画の中間年に当たりますが、現在のところ、そういう自立の道を今後も進めていくという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 幸田の名前を残すと、幸田の合併の基本計画は、5次に指定してあると申されますが、この努力について、今後、人口増を考えた場合に、将来の市としてのあり方を目標にして独自の計画であるのか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 当面の方針として、自立の道ということでございます。なおかつ、総合計画では、5万人規模を展望するというところでございます。

これは、市への可能性を示すものだということでございますが、人口そのものを今現在見ますと、現在のところは幸田町は、国勢調査を見ましても、5カ年で6%の人口増があります。県下で5位の人口増になっておるわけでございますが、これは将来的にもどんどんふえていくという可能性は非常に厳しいなとは思っております。

少子高齢化の中で、行く行くは日本の全体が人口減少の傾向に入っていくということもあります。幸田町も例外なく、そういった環境になると思えます。したがって、5万人の目標達成というのは非常に厳しいなとは思っております。しかし、現在のところ、それを目指すまちづくりを展開してまいるということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、未来人のための人づくり。

現在の世知辛い世の中に、すべて金・金の時代こそ、教育の基本を考え、ボランティアの教育づくりをして、新しい人づくりをつくる時代に入りますが、その計画についてお伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 自立の道を進めていく上では、やはり幸田町の健全財政がどうしても必要になるわけでございます。その健全財政を考えた場合に、すべてを行政がカバーするという、そういった時代は変えていかなければならないというふうに思います。

地域と協働して一体となって今後の行財政を進めていくという立場で考えますと、地域でできることは地域でという考え方、それには地域住民の方が積極的な行政への参加、ボランティアもその一つとして必要なものだというふうに認識いたしておりますので、そういったボランティアの育成指導については、今後とも充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、ごみ処理とごみの有効利用計画についてお伺いします。

町では現在、ごみについて業者との契約は何社で、どのような入札方法をとってみえますか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） ただいま町のごみ処理の関係でございますが、生ごみにつきましては、現在、収集運搬業務、処理は岡崎市のほうへ搬入しておるわけでございますが、その収集運搬業務につきましては、中部保全に委託契約をしております。

その契約の方法につきましては、従来、業務の特殊性から随意契約等で単年度契約をしてきたわけですが、21年度には4社によります指名競争入札を実施いたしまして、3カ年の21・22・23でございますが、3カ年の長期継続契約を行っております。それ以外のものにつきましては、それぞれの物品ごとに随意契約をさせていただいております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） それで、町内で、現在、トン数は、地区の内容には違いがあるかと思いますが、町内でその総トン数はどのぐらいありますか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 町全体の燃やすごみの量でございますが、平成21年度実績で6,450トンございます。そのうち一般の方々の生活から出ます生活系のごみが4,800トン、そのほかに不燃ごみだとか資源ごみがございます。蛇足にはなりますけれども、生活系の約半分が生ごみということでございますが、地区別の排出量、収集量については、把握はしておりません。全町一括で数量管理をしております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 現在、生ごみの処理については、家庭と町の給食センターの生ごみ、それらについて、現在の処理能力はどのようになっておりますか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 生ごみの処理能力でございますが、通常の私どもが集めておるものについては、生ごみも一括岡崎のほうへ運んでおりますので、それだけの処理能力がどうかということにはございませんが、今、生ごみの処理といたしましては、岡崎へ運ぶ以外には、逆川と里で生ごみ処理機の利用をして堆肥化をさせていただいておりますので、その中で約12トンの処理・再生を年間しております。

そのほか、役場や保育園・消防署の関係で出ました生ごみについても、約11トンほど生ごみ処理、いわゆる燃やすのではなくて堆肥化するような形で行っております。

それから、私のほうからいいかな、給食センター。給食センターにつきましては、出た物についてどういう処理をすると言うよりも、ディスポーザーシステムを使って処理をして、下水のほうへ流しておりますので、数量についてはちょっと教育部長のほうからお答えします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 給食センターに係る生ごみではありますが、今現在、年間約全体で40トンほど出るわけですが、そのうち、いわゆる先ほど環境経済部長が申されていきましたように、ディスポーザーを使って処理している、自家処理しているものが、年間換算いたしますと約30トン強で、ディスポーザー等で処理できないものでは、岡崎のほうへ今燃えるごみとして出しておるわけですが、これが年間で約8.3トンということになります。

この出している物につきましては、ディスポーザー処理できないもの、例えばタマネギの皮とかジャガイモの皮とかといった下処理で出るものや、また学校からの出た給食の残飯といいますか、トウモロコシの芯とか、あと筆柿の種といったようなものは処理

できませんので、こういうものが年間換算で約8.3トンを岡崎市のほうへ燃えるごみとして処理をかけております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） それで、バイオによる有効利用を考えたら、生ごみももう少し岡崎市のほうへ出さなくて済むかと思いますが、そういう点の計画はどのようになっていますか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 広く考えて、生ごみの堆肥化もバイオの一環かなというふうに思いますが、現在、先ほど申し上げましたように、地域では逆川と里の2地区、それから消防署だとか役場だとか保育園から出ますような物については、別途、堆肥化をしておるということで、現行でもそれもバイオの一環かなというふうに思います。

全町的な堆肥化については、過去にもいろいろ御指摘をされておるわけでございますが、今後の研究課題として取り組んでいきたいと思っております。

それから、もう1点、ちょっと違う視点でございますが、てんぷら油の使った後といえますか、傷んだ廃てんぷら油につきましては、今、一般町民向けにはお話をしておりますが、役場の職員ですとか、保母さんとか、そういった方の家庭で出たてんぷら油については、試行的になるかと思いますが、役場のほうで集めて、それを売却をして、民間の会社でバイオディーゼル燃料として再生をされております。その利用については、幸田町も新設ダンプ1台分の燃料として購入をして、利用をしている状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、新駅とJRの契約についてお伺いをいたします。その内容を説明ください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 新駅の建設につきましては、平成19年3月1日付での覚書、さらには平成20年10月17日付の基本協定、これらに基づきまして、同年12月24日に工事協定を締結いたしております。

この内容につきましては、平成23年度末の開業を目指す駅の建設を進めるという内容でございます。総額で、初めてこの工事協定の中に45億8,700万の金額がうたわれたわけでございます。

これらの金額につきましては、それぞれ年次計画での予算を組み、対応していくという内容でございます。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） その中に23年で開業ということですが、エスカレーターもすべて入った契約でありますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） エスカレーターも設計に含まれております。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） それについて、途中でそういう契約を変更することができますか、できないか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 手続上、契約の変更は可能であります。

しかし、変更に伴う経費・損失につきましては、すべて契約の相手方、幸田町が負うという内容になっております。

したがって、現在のところ、契約の変更をしていくという考え方は持っておりません。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、新駅の駅名について。

せっかく幸田町は町内に三つの駅をつくりながら、正式な幸田という名前は一つもありません。今回、この47億の町費を投入するに当たりまして、住民感情として、1番として幸田相見、2番、幸田北相見と、「幸田」をつけて有効に将来のこの幸田町を宣伝する意味について、名前を変えることができますか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 新駅の駅名につきましては、前回の議会でも御議論いただいたわけですが、駅名の最終決定につきましては、JRが判断するというところでございます。したがって、あくまでも地元からは参考意見というものをJRに示していくというところでございます。

そういう駅名候補につきましては、昨年10月20日にJRに対して幾つかの駅名候補を提示したところでございます。

したがって、今、改めて駅名の見直しというんですか、新しい提案をいただいておりますが、これらにつきましても、正式な「幸田（こうた）」の名称がどこにもないという御指摘でございます。

しかし、駅名に関して言えば、幸田駅の名称変更も以前検討した経緯がございます。しかし、新駅と合わせて「幸田駅（こうだえき）」の駅名を「幸田駅（こうたえき）」に切りかえる費用としまして7,000万余の費用がかかるということで、「幸田駅（こうだえき）」の名称変更については断念したという経緯がございます。

したがって、「幸田駅（こうだえき）」の名称は存続という中で、新たに相見に「幸田相見駅」という名称を設けますと、これはへ理屈に若干なるわけですが、「幸田駅（こうだえき）」もあり、「幸田相見駅（こうたあいみえき）」もあると、「幸田（こうた）」と「幸田（こうだ）」があるという形になるわけですが、非常にこのこと自体が紛らわしい、混乱する内容ではないかなというふうに考えております。

したがって、今御提案いただいた「幸田相見（こうたあいみ）」の名称につきましては、ちょっと問題があるのかなというふうに思います。

したがって、既に10月20日に提示しました中での選択をJRにゆだねるという状況でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 駅名については、他の市町村でも東刈谷駅、刈谷駅、岡崎についても、岡崎駅、岡崎西駅というふうに、やはりその地名に合った市の名前を入れてみえませけれども、幸田については、正式な名前もないのに47億も投資をして、一文字入れ

ることに、まだ決定をしていないということでもありますので、北幸田駅でも、その下に相見をつけていく、将来のためにも、この先ほど申しあげました合併は今のところ計画はないということです。そういう点、せっかく多額の町費を投資しながら、一方的にただ「相見だ」「相見だ」と言っておるよりも、現在、三ヶ根駅がありながら、三ヶ根についても幸田の名前もなし、地元の負担も多額に投資をされたそうですけれども、そういう点考えたならば、ここに幸田高校、幸田北部中学校、幸田小学校、幸田大草保育園等がありますので、もう一度そういう点を考えて、本当に町民がなるほど、北幸田、または幸田相見とつけたならば、せっかくの投資をしても無駄にならないではないかと思いますが、もう一度お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 駅名につきましては、やはり全国で唯一の名称でなくてはならない、地域を代表する名前ではなくてはならない、利用者にわかりやすい名前ではなくてはならないといったような幾つかの条件の中で、私どもも駅名候補を幾つか出しております。

そういう中にも、北幸田というような名称も候補の一つとして、順位は低いわけですが、入れております。最終的に、JRがその中から選択ないしはまた別の名前も、ほかに全国に紛らわしい類似の名称があれば変更されてしまうわけですが、そういった名前も候補の中には入っておるという点に御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） それで、町長初め議会・町民として陳情をされる計画はありますか、町長さんにお伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 山本議員からは、いろいろ駅名につきまして御提案をいただいているところでございますけれども、最終決定としましては、私ども幸田町がやるわけではなくて、JRのほうで最終決定をされます。

私どものほうとしましては、現在、例えば幸田北駅だとか、幸田相見というような形で、現在に至って今から陳情する考え方は現在持っておりません。今までのところ、申しあげた、前回提案して、JRのほうに申しあげている中で、JRがどれをお決めになるか、また新たな名前をつけられるか、それはわかりませんが、現状のところでは、今から新たに陳情する考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 8番、山本君。

○8番（山本隆一君） 次に、せっかく駅ができて、現在の市街化の中に本当に岡崎の市民の方100人が100人、せっかくの駅前が整備をされながら、岡崎から幸田のカメラガーデンに入るには、非常に入りにくいと。事実、私も西から高橋を渡って入ろうとすると、現在の道路では非常に不便を感じております。

せっかくこういう駅ができて、住民が利用できない、不便を感じる計画では、将来のこの駅が。

○議長（鈴木三津男君） 山本議員にお伝えします。

通告の範囲を超えておりますので、その辺をお考えいただきたいと思います。

- 8番（山本隆一君）　そういう点で、これは私が市民と話をした関係でありますので、それをどうこう言うのではありませんけれども、事実、そういう駅が立派にできて、やはりその駅に対する利用が十分にできる計画をお願いしたいと思って、今回、これは回答はいいですから、そういう意見があるということでもありますので、ただ駅が完了してから、そういう問題についてもう少し検討していただいて、実際、いい新駅ができた以上、有効利用を考えていただきたいと思います。

一応、以上で終わります。

- 議長（鈴木三津男君）　8番、山本隆一君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩　午前　9時35分

再開　午前　9時45分

- 議長（鈴木三津男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君）　改め通告がしてございます3件につきまして、順次、質問をさせていただきます。

初めに、町長の施政方針、予算編成方針について問うものであります。

施政方針は、「長引く景気低迷の中、当分の間、回復が見込めない税収に対応するために、町民の安全・安心な日々の暮らしを支えていくことが町政のかじ取りである私の使命であると考え、「確かな力で　心のかよう　幸せなまち」の実現に向けて全力で取り組む」とされておられます。

「心のかよう　幸せなまち」の実現を目指した2011年度の一般会計予算は、総額154億円、今年度の126億円よりも28億円増の予算額であります。その増額の要因は、JR新駅設置と周辺整備に30億円継ぎ込むことによって生まれたものであります。

その30億円の財源内訳は、都市施設整備基金から16億円、国からの交付金7億7,000万円、借金4億5,000万円、一般会計の町税を2億円投入をすることにより、154億円の予算規模になったものであります。そのことが町長の言われる「町民の暮らしを支え、心のかよう　幸せなまち」の実現なのかどうなのか、答弁を求めます。

- 議長（鈴木三津男君）　町長。

- 町長（大須賀一誠君）　町民の今回の私の予算につきましては、「確かな力で　心のかよう　幸せなまちづくり」ということでの予算編成を行ったわけでありましてけれども、今までなかった154億円というような大きな予算を組んだわけでありましてけれども、実質は22年度とほとんど変わらない状況の中に、新駅の関係で28億が上乘せになったということでございます。

しかしながら、その28億につきましては、補助金なり基金の取り崩しによって、今まで蓄財したものをそちらの充当させるということでございますから、通常の今までの

22年度の段階においた住民に対する福祉サービスというのは、そんなには大きく変わらないというふうに思っております。

その中で、特に私が新たに在宅介護の手当だとか、暮らしを支えるといいますか、町民の弱者といいますか、そういう方をお願いをしているのが、在宅介護手当の増額だとか、子宮頸がん等の予防ワクチンの接種事業、それから働く世代の大腸がんの検診事業だとか、それから子供たちの、昨年度は暑かったわけでありまして、保育園をすべてエアコン化ということでございます。それから、巡回バスの購入だとか、防犯カメラの設置等々、細かい内容になりますと、農業の再起動ということで、新たな農工商の交付金といいますか、支援のための事業、細かいことはたくさんございますけれども、そのようなことで、町民の皆さんに対して少しでも生活の身近なところの事業というもの、それから道路のカメの甲になったようなところの道路をきれいに直すとか、公共施設でございまして、建物を長もちさせるために修繕事業をやっていくと。新たな箱物をつくりませんが、そういう事業にお金を回していくと、そのような段階でやっておるわけでございますので、その辺を理解いただきまして、今年度の予算につきまして御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほども申し上げましたように、新駅と周辺整備、一口に言って50億円、この問題については、今までどういうふうにあなた方が答弁されてきたのか。それは、都市施設整備基金、こういう基金の活用と若干の借金で新駅と周辺整備はできますよと、こういう説明でしたよね。

そういう中で、一般会計における町税の投入はあったとしても、数千万円規模ですと、こういう形の中で、いわゆる皆さんにしわが寄るような新駅整備や周辺整備はいたしませんよと、こういうことでしたよね。

しかし、先ほど申し上げたように、一般会計から2億円も投入をする。予算規模は、あなたの言われたように、新駅を除けば、実質、今年度と同等だと。同等だと言われるということは、2億円の町税が新駅設置に向けられたと。そのことによって、じゃあ住民の暮らしはどういうふうに変わっていくのか、こういう内容で説明・答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど私が申し上げた内容の予算についての154億円の詳細については、伊藤議員も御理解をいただいているというふうに思っております。

駅につきましては、100年の中で、今回、24年にオープンするわけでございますけれども、できるだけ、せっかくつくるわけでございますから、次は幸田町、次は三ヶ根駅というような、いろいろ生活基盤に合ったような形での時限が進んでいくわけでありまして、三つ目の今回の駅につきましては、駅前の公園だとか、いろんな町並みの整備だとか、駐車場だとか、そういうものにもお金をかけさせていただいておりますので、その辺は御理解をいただいて、次のステップに進む段階だというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の質問にまともに正面から答えておられない。

今までの経過から、先ほど申し上げたように、新駅設置に伴って基金や借金で財源は賄うけれども、一般会計からの町税の投入はあったとしても、数千万円ですと、こういうのが今までの経過でした。そのことによって、来年度の予算では2億円の町税の継ぎ込みがある。そのことが住民の生活にどういいうしわ寄せがされたのか、こういうことをお尋ねしたわけでありまして。そういう点からきちんと答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 2億円ということをおっしゃるわけでありまして、一般会計から数千万円だという話につきましては、私もそれは承知していないという言い方がちょっと悪いですが、数千万円と申し上げたかどうか、その辺は定かではございませんけれども、その2億円を駅のほうにかけることによって町民の皆さんにどういいうしわ寄せがあるかということをごさいますけれども、全体的な中で行政改革をしながら、今回、また事業仕分け等々を行いまして財源を生み出しながらやっていくわけですので、その点については御理解をいただきたいなというふうに思っております。

スクラップ・アンド・ビルドと言いますか、新たな予算、それから無駄なものを省いて新たに予算を組み込んでいくということで対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が質問した内容については、やはり答えておられんわけですよ。

そういう点で、数千万円の一般会計からの町税投入、私は承知しとらんよと、それはあなたが答弁したじゃない。あなたが答弁したのではないけれども、あなたが助役であり、副町長であった時代に、時の近藤町長が質問に答えて、一般会計への負担はございませんよと、あったとしても数千万円で新駅・周辺整備はできますよと、こういうことでしたよね。あなたがそれを承知したか、承知しないかということをお尋ねしとるわけじゃない。そういう経過の中で進んできた新駅設置について、いざ開業を目の前にした今年度、2億円の町税投入ですよと、これが住民の生活の中にどういいうしわ寄せが生まれてきているのかと、こういうことをお尋ねしたわけです。

そうした中で、あなたが先ほど答弁した、せっかくつくる新駅だからと、こういうことを言えば、せっかく新しくつくるんだから、あれもこれもちょうだい、あれもこれも欲しいわと、こういうことでずっと膨らんできたんでしょうが。だから、そういう膨らんだ内容が住民の生活にどう影響しているのかと、こういうことだと思うんです。その点については、ここで2回目の質問でありまして、町長は答弁をされていない。

そうした中で、昨年11月25日、町民会館で幸田町福祉大会が開かれました。このときに町長があいさつの中で、「町民の暮らしを支えることを第一に取り組む」と、こういうふうに述べられておりますよね。町民の暮らしを支えることを第一にすると、第一にする、その具体的な内容は何なのか。

冒頭の答弁で、在宅介護手当だとか、あるいは子宮がんのワクチンだとか、保育園のすべての保育室にエアコンつけるよと、こういうことを言われたわけですが、その内容とあわせて暮らしを支えると、あなたは言われた。

じゃあ、具体的に暮らしを支える、その内容はどういうことか。そのことによって、新駅設置の30億円がどういうふうにあらわれているのか。これは相関関係ですよ。打ち出の小づちがあるわけではない。そうした中で、限られた財源の中で、あれもやります、これもやります、さらに町民の暮らしを支えることを第一にして取り組みますと言われるなら、じゃあその具体的な内容は何かと言ったら、先ほど言われたように、ワクチンだとかエアコンだとか、そういうことを言われた。そのこと自身が暮らしを支えないとは申しません。しかし、町民の皆さんの一般的な受けとめ方は、暮らしを支えると言ったら、日々の暮らしをどうしてくれるのかと。

施政方針でも述べられているように、税収は依然として回復の兆しがない。回復の兆しがないということは、町民の生活の状況、収入や所得がどんどんどんどん目減りをしていく。将来不安どころか、あしたの不安がどんどん深まってくる。こういうときに暮らしを支えてくれる、こういう町長の福祉大会でのあいさつ、その重みというのはあると思うんです。ですから、その具体的な内容は何かですか。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 福祉大会に私が申し上げたこと、しっかりよく御理解いただいておりますけれども、すべからく町民の暮らしを支えて取り組むということが、すべての私どもの町のやっている事業はそれだということだと思います。

特別にこれが、これがということに分けることはなくて、すべて町民のための暮らしを支えるための事業というふうに思っております。

特に、今回、国保税等々につきましては、一般会計から約5,000万円を繰り入れる、これは町民の皆さんの取り組む事業の中の一つでもあるというふうに思っております。

先ほど申し上げた農業の再起動だとか、そういうことについても、町民の皆さんの雇用を守るとか、雇用の創出、それから例えばタイヤした方たちの新たな就業の場を設けるとか、そういう農業の未耕作地と申しますか、そういうところがたくさんございます。そういうところの活用をしていくとか、いろんなそういう問題を今いろいろ検討しておるところでございますので、それも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなか核心に触れられる答弁がいただけんというふうに思うわけですよ。

町のやっている仕事はすべて町民の暮らしに結びつく、直結する、暮らしを支えていくんだと、こういうことを言われる。それはごちゃまぜということなんだ。ごちゃまぜにして物事をあいまいにしていく、そういう論法であります。

そうしたときに、先ほども行革の話がされました。その行革とは一体何なのかと、町民にとってどうなのかと、暮らしにとってですよ。それは、去年の12月議会で、住民間の負担の公平だとか、あるいは行革だとか、確かな力だと、こういうふうに理由つけて、理由なき公共料金の値上げを強行して、3,700万円の住民の負担増を押しつけてきたのではなかったですか。そして、この3月議会では、県下でも10番目に重い国保税をさらに8%、6,000万円増税して、町民の暮らしを脅かす。それが安心な

日々の暮らしを支えることになっていくのか、どうなのか。

いや、一般会計から入れる金額は少ない、少ないと言われたから、5,000万円増額したよと、それはそれできちっと評価はしております。だがしかし、5,000万円入れても、片一方で住民6,000万円増税させて、これが暮らしを支えるんですよと、これは町民の皆さんの理解には及ばないですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の公約事項であります行政改革ということにつきましては、第1次の行政改革を先般、12月議会で行ったわけでありまして、幸田町につきましては、20年、30年、料金体系、非常に近隣とのバランスが非常に悪い。例えば、単純に近隣が1,000円のところが幸田町が200円ぐらいと、そういうような料金体系を、全部とは言いませんけれども、ほとんど見直しをさせていただいた中で、近隣とのバランスをとるためにも、それを少なくとも、じゃあ200円、300円のもの、1,000円のところを700円に今回はお願いしようというのが今回の第1次の行政改革でございます。

それによって、皆さんから大変厳しい財政の中でありまして、そういうお金を幼稚園のエアコンに回すとか、中学校の全教室に扇風機を全部つけるとか、そういうところに今回、近隣とほとんど同じじゃないです。近隣とはまだ安いんですけど、それだけのものを皆さんに御負担いただいてやっていくと、そういうことで、町民の皆さんには、広報にもわかりやすく出させていただきました。今後見える、町政の内容がよく見えるように、細かい内容については、どんどんああいう形を出していきます。

町民の皆さんからも、いろいろ連絡がございました。「何で上げたの」と、「その理由がよくわかっていないから、教えてくれ」と。私申し上げて、その理由をよく話をしあげると、「ああ、そうか」と、「幸田町のレベルはこういうふうになっているの。じゃあ、それはわかったから」ということで理解いただく方のほうが多いと思います。

確かに、今の現状厳しい中でありまして、公共料金を上げたというのは、私も残念でありますけれども、しかしながら近隣とのバランスで、岡崎が1,000円でやっているのに幸田は200円だと、何だというようなこともおっしゃるので、そういうところも理解いただいております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 近隣とのバランスをとるために公共料金値上げしたよと。じゃあ、公共料金が近隣よりも幸田町が高いのがあるわけだ。これは見直しせんとあかん、引き下げたか。せえへんじゃない。やったというのは、大企業が道路占用しておる中電、N T T、東邦ガス、この道路を25%も下げた。それで、「うん、うん」と町民が理解するわけがないわけだ。

値上げした財源は扇風機やエアコンでやりましたよ、使いましたよと言っている。これはごまかしなんですよ。値上げせずとも、行政一般の施策としてやるべきことをやる、それが行政の責任でしょう。これやってほしかったら、金出せよ、増税だよと、実質的な。そういうのをやらすばったくりと言うんだ。こういうことだ。

そして、今日で特徴的なことは、大須賀町長が町長に就任をされて、今月で7カ月目

です。この7カ月間に町民に対して総額で1億円の住民負担増を押しつけられてきている。そうでしょう、違いますか。

公共料金が3,700万円、国保税が6,000万円、ざっと言って1億円の新たな住民負担を押しつけたのが、町長7カ月間の成果なんです。そればかりか、さらに24年度では、2,500万円の負担増が既にこの議会の中で用意をされている。具体的には申しません、時間がございませんからね。

結局、負担増、負担増だけが先行して、あなたの言われるように、日々の暮らしを支えていけるかどうかという点から言ったら、全くあなたの言うギブ・アンド・テイクだと、これがやってほしかったら金だせよと、じゃあ私たち税金納めとるじゃないか、その税金は何なのかと、こういう問題が原点ですよ。これについて、その点はいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が就任して1億円増税だとおっしゃるんですけども、私はやっぱり町民の皆さんのためにやっているわけで、増税ばかりやっているわけではないわけでございます。その辺をよく理解いただきまして、新年度予算につきましても、新たな取り組みをやってまいります。それから、事業仕分け等々をやりながら、スクラップ・アンド・ビルド、中身をよく精査しながら新しい行政に取り組んでまいりますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は私が申し上げたいのは、町長に就任して7カ月、住民に1億円の増税、そしてさらに24年度では2,500万円の増税と、これは増税、住民にとっては負担増だと、こういったときに、住民の暮らしはますます厳しさを増していく、不安が広がる中で、町が町民の暮らしに寄り添って支えていくことが、これは使命ではないですかと、この原点なんですよ。

ですから、12月の議会でも申し上げました。地方自治法の第1条の2、地方公共団体の役割、それは住民の福祉の増進を図ることを基本として行う、仕事をせよと、こういうことなんですよね。あなたの言われる内容からいくと、まさに住民に寄り添いながら支えていく、そういう使命が欠けていると、こういうことが指摘できると思うんです。

そうした中で、じゃあ限られた財源の中でどういう暮らしを支えていく施策を展開するか。それは、今年度末で財政調整基金、わかりやすく言えば生活資金だ、生活をしていくための貯金、これが37億円あるわけです。新年度で14億円取り崩しました。したがって、新年度の予算の成立後は、23億円という生活資金のための貯金がございます。この23億円は、蒲郡や知立や、ほかのよく似た市町に比べればまだまだ高いレベルにある。そうしたときに、その生活を支えるための基金を私はもっともっと活用すべきだと。町民がどれだけ苦しくなっているか、滞納がふえてくる中で、滞納したら借家へ移り住めと、こんなことが平然と言われていくような、そういう今の町の状況をどう変えていくのか。まさに、町民の暮らしに寄り添いながら支えていく、その原点の財源というのは、財政調整基金の活用ではないですか。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かに、伊藤議員おっしゃるような、23億円というのが基金で残っていくわけでありましてけれども、私自身も実際、幸田町の貯金を幾らぐらい持っていれば、通常の行政がやっていけるか。それは、災害なり地震災害、風水害、いろいろな災害があった場合に、幸田町がどのぐらいのものが貯金として持っていればいいかなというのを、前の町長は10億円ということをおっしゃられました。

私は今、こういう世の中が非常に温暖化で、景気やら食料の問題、それから中近東のああいいう石油等の問題、そういうことを考えますと、10億円では足りないだろうと。もう少し蓄財をしておかないと、町民の皆さんにいろいろな影響を及ぼすだろうという気がいたしております。

ですから、私はこのお金をすぐ町民の皆さんに、確かにどんどん使っていくことが本当にいいことかどうか、それも含めて、今後、よくその辺を考えていきたいと思っておりますので、この23億円をすぐ来年度に使っていくと、いろいろな状況を考えながらこの問題を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はどんどん使って空っぽにしちゃえというようなことは一言も言っとらんですよ。国保税の値上げが6,000万円なら、23億円のうちの6,000万円であれば、現行の料金体系でできるわけですよ。23億円中の6,000万円が、どんどん使って空っぽにせよという論法に発展をさせるあなたの意図がどこにあるかはわかりません。そういうことを申し上げて、次の2項目めに入ります。

一般廃棄物の処理施策などについて問うものであります。

岡崎市は、一般廃棄物中間処理施設、つまり可燃ごみ焼却炉の火入れを行いました。この焼却炉は、ガス化溶融炉と言われるもので、溶融炉の中の温度が約1,700度、この高温でごみを処理をしてガス化をするガス溶融炉であります。

鉄が溶ける温度、これが1,535度です。その1,535度を大きく超える高温で処理し、ガス化するものであります。一たん炉に火を入れれば、施設を連続して稼働する。その維持のために、大量のごみの確保が至上命題であります。

つまり、大量生産・大量廃棄社会を固定化をし、地球温暖化対策に逆行する施設である。これが私どもの施設に対する基本的な認識と見解でありますし、環境に負荷を及ぼす施設であることをまず初めに主張しておくものであります。

そこで、ガス化溶融炉稼働に対して幸田町はどう対応するのか、どのような施策を対置をして岡崎とどう協議していくのかをまず問うものであります。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 岡崎の新施設、ガス化溶融炉で新年度に稼働をされるということでございますが、それに対しまして町がどういう行政施策で対応していくかというようなことにつきましては、施設が新しくなってからどうこうというような、変わった施策については特に考えておりません。従来の仰せのとおり、ごみの減量化をし、適正分別をし、リサイクル社会の中で稼働していくというようなことで、今言われたように、大量にごみを燃やす必要があるから施策を見直していくというようなことは現段階では考えておりません。従来どおりの施策をとっていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたように、この炉は、一たん火を入れたら、火を落としたら大変な経費がかかります。したがって、連続稼働する。連続稼働させるためには、それに必要な大量なごみをどう集めるのか。それも化石燃料を原料とした製品が一番いいと、生ごみは温度を下げたほうがいいと、プラスチックは温度をどんどん上げてくれるからと。こういう形の中で、今、部長の言われた、分別や資源化や減量する。そうしたことに對して、岡崎市がいい顔をしとるのかどうなのかと、こういう問題が出てくるわけだ。岡崎からこの問題について協議がされたのかどうなのかというところがまず第1点。

次に、幸田町の可燃のごみ袋、これはべらぼうに高い。全国でも屈指の高さにある。その大きな原因は、岡崎市がごみ処理原価を明らかにしない。岡崎市民の処理負担額は幾らなのか、これを公表しないで、岡崎が勝手に決めた協議数量と超過料金、こういうペナルティ行政のもとで幸田町のごみ袋が全国のトップレベルの高さにあるというのも一つの背景になっております。そうした点で、まず岡崎とこの新しい炉について協議をしていくのか、あるいは協議について岡崎なりがアクションをしてきたのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 新施設の稼働につきましては、岡崎市と協議を進めていきますというのは、前々からお答えをしておるところでございますが、正直言って、協議が最近まで余り進んでおりませんでした。新施設ができるということとあわせまして、以前からその都度、その都度協議をしておりましたごみ処理単価等の協議とあわせて申し入れ等もしておったわけでございますが、なかなか進んでいなかった状況でございますが、新規稼働に向けまして、その建設負担、応分の負担はいたしますよということも含めて岡崎市とお話をして、その応分の負担、どういった負担をするかという、そこからの協議を始めておるところでございます。極力早く着地がしたいというふうで岡崎のほうと協議を詰めてまいりたいということで、現在行っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ようやく玄関先に立ったかなと、敷居をまたいで中に入れるかどうかということなんですよね。敷居をまたいで中に入った途端に落とし穴があつてどぼんとね、表現が悪いですけども、わかりやすく言えば、そういうこと。

そうしたときに、じゃあ幸田町としての基本的なスタンスは何でいくのか。あなたは、応分の負担はやむを得んなど。聞こえはもっともらしいわけだ。聞こえはもっともらしいけれども、じゃあその応分の負担とはどこに基礎を置くのか。建設費が、新聞では200億円だと言われる。もう一方の新聞では、159億円だと言われる。さらに、実質的には国の補助金が60億ついておりますから、140億円だと言われております。そうした点で、じゃあどこを基礎にするのか、建設費をまず確認しなきゃいかん。

建設費をやるときに、いや、周辺道路やら環境整備やら、そういうものを一緒に丸めて、それは岡崎市が勝手にというか、岡崎市の単独の事業でやるべきであって、幸田町

が参画するから、その費用も負担せよと、これも応分の負担だと、これはやっぱり理屈に合わんという点で、基本的な考え方は何なのか。つまり、建設費を負担をする負担の範疇はどこに持っておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今、私も先ほど応分の負担ということを書いて、ごもつともなことなんです、その応分の負担の応分というのはどこかというのは非常に一番難しいところかと思えます。それを何によっていくか、幸田町と岡崎市、自治体でいけば1対1でございます。人口でいけば、1対10と言いますか、10倍でございます。

そういう自治体の数で応分の負担をすれば、半分を負担するのが本来でございますし、人口で負担すれば、10分の1と言いますか、11分の1になるわけですかね、11分の1を負担すればいいということでございますが、そこら辺、極力、一番最初に言いましたように、その1対1なんていうことはとんでもないことでございますので、どこに落ちつかせるかということでございます。

それで、何を負担していくかということになると、施設の建設費だけでいいのか、そのほかにも要るのかということでございますが、私個人的には、施設だけでなく、一定のそれに伴ってどうしても必要になってくるようなものについては、ある程度町としても負担をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それについて、それが幾らになるかというようなことについてまではまだ協議ができておりません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これからの協議の経過が大変注目されるし、幸田町にとっても大変な問題だということになります。

そうしたときに、やはり新聞報道は200億円、そこから国の交付金・補助金が60億円というふうに言われておりますから、140億円といたしますよね。それを肯定するものじゃない、わかりやすく言えばそうです。それで、周辺整備も入ってくるといったときに、どこら辺までその線を引くかという問題。

ですから、基礎となるベースはまずきちっと確認をする。その上に立って、自治体間の良好な関係とは、人口規模が多いとか少ないとか、財政力が高いとか低いとか、そういうことではなくて、自治体間に対等・平等と互惠の関係がきちっと貫かれなければ、ちびの幸田町、しゃらくせえぞと、ちょっとばかり小遣いを多く持つとるからと大きな顔するなど、こういうふうなのが基本的な私の考え方は、岡崎はそういう考え方。ちびはちびなりについてこいと、ばか言うなど、小なりといえども、我が幸田町は誇り高く孤塁を守る幸田町として独立をして今後も行くと。

ただ、そうしたときに、独立したから全部自前で持てと、ごみ処理もあれ、あれもやれ、これもやれということじゃない。それは対等・平等・互惠の関係から、違う次元の話。

そうしたときに私が一番心配するのは、例えば建設費、あるいは周辺整備を含めて、一口で言って150億円としますよね。150億円に対して均等割なんていうものを持ち出されたら、幸田町、財政的にパンクとは言いませぬけれども、そんなの持ち切れる

ものじゃないです。

先ほど申し上げた、部長も答弁されたように、一番の考え方は、可燃ごみ、あるいはごみ処理として岡崎に持ち込む数量と岡崎市が持ち込む数量、いわゆるごみ処理にかかわる幸田町の持ち込み比率、こういうものが原則だし、それをきちっとやるのが町民の理解も得られる。

例えば、それでどうしてもと言うなら、一步譲っても、これは人口比。それ以外の尺度を設けてきたら、それは子供の赤子の手をひねるように簡単なことなんですよ、岡崎にとって幸田町はね。嫌ならいいよ、ごみ、おまえのところ、どこかへ持っていけやと、西尾へ持っていっていいよと。西尾も今回の処理計画の中に入っている内容ですから、別にいかんとは言わんと思うんですが、そういうふうにやられてくるといったときに、私は先ほど申し上げたように、対等・平等・互恵の関係をきちっと貫きながら、ごみの持ち込み比率に応じた負担は応分の負担であると、こういうことだと思うんですが、その関係はどうなのか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 自治体間の対等・互恵の関係でございますが、個人的というのを前置きしてお話をさせていただきますと、岡崎と幸田町、全く対等でということとはとても考えられないだろうと思います。大人と子供という言い方が当を得ているかどうかはわかりませんが、やはり財政的な面、いろんな施設の面を考えても、対等ということは言えないんじゃないかなと。

ただ、自治体として、それじゃあ岡崎よりも10分の1の幸田町は価値でいいのかということになると、やはりその点につきましては対等だろうというふうに思います。町民の方が受ける恩恵についても、岡崎よりも幸田町のほうが低くていいというものではありませんので、そこら辺も十分考えて協議をしていかなければいかんだろうというふうに思います。

それから、今、伊藤議員の言われた持ち込み比率割がいいんじゃないかなということですが、そこら辺も念頭に入れて、ごみ量割、人口割、極論で言いますと、先ほど言いましたように、現実問題できないわけですけども、幸田町が施設をつくったときにどれだけかかるんだと、岡崎が岡崎だけでつくったときにどれだけかかるんだというようなことを念頭に入れた、それが均等割と言うのかちょっとわかりませんが、そういう割り方、考え方はいろいろありますが、その中で少しでも町民の方に御理解がいただけるような着地点を探していきたいと思います。

それから、持ち込み比率割につきましては、これをあるところで否定しますと、ごみの減量化に努力していただいております町民の方の努力が無駄になりますので、少なくとも運営費等も今後当然出てくるわけでございますので、そういった面では、間違いなく生かしていかなければいけないポイントだというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は基本的には、そういう内容でいく。ただ、対等かどうかという点は、要は先ほど申し上げたように、その前提は自治体と自治体の関係、あるべき原則的な関係がそうだと、対等・平等の関係を貫かなければだめですよということなんです。

これは、消防の広域の関係で、岡崎の市の関係者が言うのは、幸田町は二言目には対等だ、対等だと物を言いやがって、やりにくくてしょうがねえと言ったものですから、岡崎は何だと、いつでも上から物を言うじゃねえかと。向こうはそれで黙りましたし、お互いにこれ以上発展させんということなんで、基本的にはそうなんですよね。

幸田町しゃらくせえ、すぐ対等だと言いやがる。何言っとるだ、岡崎、あんた上から何で物を言うんだと。こういうことなんで、それをやったって感情論になるだけであって、だから基本的には対等・平等というのは、自治体と自治体の関係がどうなんだということ、それとこの関係のプロセスは申し上げておきたい。

こういうことが持ち上がってきたときに、私は時の町長、近藤町長に、幸田町も当初から施設の建設に参画する意思はございませんかと、町長は、参画意思ありと、岡崎市にも申し入れてありますよと、こういうことでしたが、岡崎は聞き耳持たずということと、今日、完成したら、ちょっと金出せやと言ってくる。それは余り言うといろんな問題が出るんで、言いませんが、幸田町としては当初からこの計画について一定応分の負担を持ちながら共同で事業を進める、その意思ありですよということを申し上げてきている。そういうことを含めて、私は今後に対応していただくということを申し上げて、次に移ります。

志賀選管委員長、御苦労さまでございます。

3番目に、選管委員長に質問をいたします。

ぐるみ選挙なきような取り組み、自由にして公正な選挙の実現について、その選挙管理委員会及び選管委員長としての決意を問うものであります。

本年、4月19日告示、24日投票で実施をされます幸田町議会議員選挙、一番身近な選挙であるがゆえに、町内会・企業が有権者の自由な意思の表明さえも認めず、企業ぐるみ・地域ぐるみで特定な候補者の当選のために輪番で借り出しをする、名簿でチェックをする、こういうような形で有権者を縛りつけるぐるみ選挙、これが日を増すごとに今後どんどん幅をきかせてくるでしょう。こういうときに当たり前だという状況をつくり出して選挙が行われ、そのことによって選挙の期間だけ幸田町から逃げ出していきたくいと、こういう有権者の悲鳴や非難の声が絶えてこなかった、これが今日までの町議会議員選挙の実態であります。そうした実態について、委員長はどのような所見・見解を持っているのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（志賀 猛君） 選挙は、住民一人一人に公正で適正な権利を持っております。公職選挙法においても、公平を期することを明記をしているところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、区長会等において、地位利用の禁止や、ぐるみ選挙等の弊害を示し、自由で公正な選挙の実現を指導しております。

企業等については、本町だけの問題ではないかと思えます。関係機関等からの御意見も踏まえながら対応を考えたいと思えます。

また、来月、4月の区長会の初会議においても、ぐるみ選挙の禁止等についてお願いをしてまいります。また、地位利用等についても呼びかけていきます。

さらに、今月、3月15日火曜日には、幸田町中央公民館におきまして「幸田町明る

い選挙推進大会」を開催します。区長さん、民生委員、女性の会等らに参加をしていただきまして、自由で公正な選挙が行われますよう呼びかけていきたいと思ひます。

以上。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、選管がどれだけきちっと姿勢を貫くのか、どうなのか。このことは、私は4年に一遍、町議会議員選挙が控えた議会の中で選管委員長にお越しをいただき、選管委員長として、あるいは選管としての決意や、その取り組みについてただしてまいりました。その範疇において、今、志賀委員長の言われた内容が従来の域から一步も出てないというのが率直な感想であります。

つまり、選管は、啓発し、指導する機関、あるいは周知していく機関であって、取り締まりの機関ではございませんと。それはお説のとおりです。取り締まりは取り締まりにふさわしいような機関があります。しかし、その取り締まり機関に選管として、あるいは住民の耐えがたい苦痛に対して告発ができるわけですね、取り締まり機関。告発は、選管であろうと、国民の権利としてだれでも告発はできるけれども、こと選挙に限っていくならば、選管委員長として、あるいは選挙管理委員会としてしかるべき取り締まり機関に告発をしていく。それは選管として、あるいは委員長として、有権者に、住民に示し得る最大の確固たる決意と姿勢だと、こういうふうには思ひます。そうした点では、委員長、どういふ見解をお持ちか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（志賀 猛君） 私は前にもそんなようなことがちょっとありましたけれども、選管のほうでできることはしっかり監視して、またいろいろ大げさなあれになった場合には警察のほうへお願いをして、できることは委員会のほうで何とか進めてまいりたいと思ひております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、選挙管理委員会のトップでございますので、あなたの見解・答弁が選挙管理委員会を指揮し統制をするという点でいけば、腹を張って取り組みをしていただきたいなど、決意のほどをもっと明確に語ってほしいなど、こういう思ひでいっばいあります。

そうした中で、昨年の8月、町長選挙が行われました。この町長選挙でも、有権者が実質的に当番表で集落ごとに事務所に駆り出されたり、本来、中立・公正であるべき行政がその中立性・公正さを踏みにじって特定な候補者に有利になるような行為をなされました。これは公然の秘密です。

そして、今日、幸田町から報酬が支給をされている区長、区長代理、これらの人たちは非常勤の地方公務員の特別職、ですからこれは一定、選挙活動が制限をされております。しかし、今日の今の状況で申し上げるならば、区長名で選挙の選考委員を選ぶから集まってくれよと、こういう文書が出されたり、あるいはある特定な候補者の組織図の中に区長や区長代理が主要なポストを占めている、こういうことはあなた方はもう情報としてつかんでおられると思うんですね。私はアンテナが低いけれども、あなた方はアナログとデジタルでぴかぴかのアンテナで情報収集、これに努めておられるわけです。

が、そういったときに口をぬぐっちゃったらだめですよ。こうした点で、どう対処されるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（志賀 猛君） そういうそこまでのことは事務局のほうでやっておりますので、私のほうではまだそこまではわかっておりません。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 昨年の選挙でございますが、議員御指摘の事実関係については把握いたしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 伊藤議員、あと1分です。

○14番（伊藤宗次君） 私は別に事を改めてそのことをどうのこうの申し上げているわけではない。要は、こういう裁判事例があります。選挙管理委員会が投票管理者及び開票管理者を選任し、それ以外の職務権限一切を行政当局に丸投げした、これは違法であるという判決。つまり、選管は選管としてきちっとした厳正な対処をもってやりなさいよということであります。

重ねて申し上げますが、要は、有権者の自由な意思表示が守り抜かれるような選管として、あるいは委員長として、その決意と取り組みについて再度答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（志賀 猛君） とにかく地域ぐるみとか、地名とか、そういう弊害のある選挙だけはとにかくやらないで、町民から一人でもそういう違反者が出ないように、しっかり監視をしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時48分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、大嶽 弘君の質問を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をしたいと思っております。

最初に、親切行政についてであります。

親切行政の運営につきましては、各区長さんとか、要望を出した人から、速やかな対応ですごく感謝しているとか、いい話を聞くわけでありましたが、逆にそうでないような話も若干聞くことがあります。

間もなく3月締め切りになるわけでありまして。そうしますと、年間のいろいろ各区においては、区長さんの変更で事業の引き渡しとか、未済事務の引き継ぎとか、いろいろ出てくるわけでありまして、それらに関係をしまして、最初に年間の親切行政に対する

要望がどのようなものが出されているのか、また特異なケースとしてどんなものがあるのか、御披露できればありがたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 主な要望でございますけれども、上位3位ぐらいがほとんど件数が一緒なんですけれども、1位として道路補修、主に舗装の穴埋め、道路陥没、段差の解消とか、路肩の補修等でございます。次、2番目といたしまして、交通安全対策で、カーブミラーの設置とか位置の方向を変えるとといったような依頼がございます。あと、停止線とかその辺の補修、一部が薄くなってきたというところで、親切でできる範囲の補修がございます。また、3位といたしまして、側溝等の修繕、こうぶたの補修、音がたつきの改善、ふたの設置が上位3位でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 特異な要望でございますけれども、木橋の補修ということで、三ヶ根登山道の大原橋、これは法定外道路でございますけれども、そちらのほうの修繕を行っております。

また、鷺田のほうで、道路沿いに防空壕跡がございましたものですから、そちらの穴埋めを依頼されたものがございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 年間の処理件数、要望件数、処理割合、そのようなものを把握しておられたら、説明をしてください。

○議長（鈴木三津男君） 土木課長。

○土木課長（山本幸一君） 22年度でございますけれども、1月末現在で要望が、親切関係でございますけれども、525件でございます。このうち513件、98%を処理をしまして、残りが12件でございます。この12件につきましても、順次、処理を進めていくものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 処理割合98%ということで、ほとんど処理が済んでいると。若干、私のほうが聞いておったのは、どういうふうになるかわからんというふうな事業があるというふうに聞いたことございまして、このように進んでおれば、特に問題ないような感じがいたしますが、各区からの要望に、処理未済とか、今後の方向とか、住んでいる方から、これ要望したけど、一体、今後いつごろ処理してくれるのというふうな質問が来たときに、方向性をきちっと示していただけるような対応をしていただければというふうに考えております。これについての回答は、なくていいと思います。

それから、2番目に林道・里山保全の関係に入ります。

幸田町の自然環境というものについては、常に言われておりますが、山とか川とか農地とか、そういう自然環境に恵まれておまして、そして道路もあり、商業地域もありということで、非常に環境に恵まれておるといことでありますが、若干、林道・里山の問題をきょうは触れたいと思いますが、林道・里山については、よくテレビでもいる

いと環境保護の大切さが放映されるわけでありますが、こういう保全対策として、国とか県からはどのような補助金とか交付金が町のほうに来ているのか、そのあたりの説明からお願いをします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 林道・里山保全等に対する国・県からの補助制度でございますが、林道の関係につきましては、国の補助といたしましては、開設事業補助、改良事業、舗装事業、舗装防災災害復旧等の関係に対します補助、それから県の補助といたしまして、開設だとか舗装だとか危険地対策などの小規模林道事業補助というものがございます。それから、里山保全対策につきましては、国の補助で森林整備加速化・林業再生事業だとか、造林に対する補助事業制度がございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 予算書を見ていきますと、一応、道路維持とか親切行政とか林道整備とか個別に見ていきますと、親切行政については3,500万円がほぼ同じように例年ついております。道路維持、これも3,500万、3,400万円、林道については200万前後ということで、金額も少ない。里山保全になりますと60万で、100万切っているというような状況であります。こういう予算をオーバーしたというか、予定していない事業というのは、親切行政でやられるのかどうかわかりませんが、わかりましたら説明いただきたいと思うんですが、今回は県の森林環境税というのが導入されておりますが、この森林環境税というのは幸田町にどういうふうに流れてきているか、そのようなものがあるのかどうかよくわかりませんが、ありましたら説明をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、前段の御質問でございますが、予算オーバーをしたときということですが、開設等につきましては、予算を立てて計画的に実施してまいりますので、それから通常の維持管理は、また地元のほうへ委託をしておるということで、急遽沸いてくるものについては、災害等があるかと思いますが、災害等が発生した場合については、別途また、今は暫定的な予算しか災害復旧費は持っておりませんので、大きなものについては、本当に急を要するものについては予備費等も考えられますが、それ以外については補正予算をお願いしていくことになろうかと思っております。

それから、県のほうの森林環境税の関係ですが、この税を財源として実施しております「あいち森と緑づくり事業」という事業が10年間で計画をされております。その中につきましては、県施行の人工林整備、交付金を受けて市町村が実施いたします身近な里山林整備、都市緑化、木の香る学校づくり推進事業などの事業がございまして、その内容につきましては、21年度には大草地区内で里山林健全化整備、22年には住民の参加もいただきまして、相見地区などにおいて都市緑化を行いました。それとあわせて、木の香る学校づくりというようなことで、小学校に125台だったと思っておりますが、一部木製の机を購入いたしました。

今申し上げたように、事業の実施に当たりましては、産業振興課だけということではなくて、都市計画課・学校教育課それぞれの事業で取り組みをしております。

それと、別にまたソフト事業といたしまして、環境課においては、環境保全の意識啓

発のために自然観察会等、昨年COP10の関係もあるわけですが、そういった活動を行っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 今の森林環境税の使い道なんでございますが、各種のメニューがあるようですが、町民としてはなかなかわかっていないというような問題があります。ぜひ、こういう自然環境についての興味が住民の方にたくさん割合が多い状況の中で、広報などで森林環境税というのはこういうふうに使われているよというような税の使い道のような格好で、目に見えるような形で示していくと、よりわかりやすくなるかと思えますので、よろしく願いをいたします。

それから、町内林道の現況であります。町内北から南までいろいろな山がずっと連なっているわけですが、そういう林道で補修をしたほうがいいとか、補修をしてほしいとか、そういう要望とか、そういう必要性を認めているようなところがどれぐらい把握しているのか、説明をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 林道につきましては、町内には24路線、約29キロ、30キロ弱でございますが、林道がございます。

補修については、ちょっと件数、今持ち合わせはしておりませんが、その都度、悪天候の後だとか、台風の後、悪天候の後でございますが、そういう林道が荒れるようなことが、自然環境等あった後には、現場を巡回いたしまして、その都度、地元要望と合わせて、水切りだとか土石の除去等については処理をしておりますので、現段階、これといった事業要望としては残っていないかなと思います。

ただ、事業の林道の開設といいますか、延ばすのだとか、新設等の要望はございますが、維持管理については、今のところその年度、年度で処理をしております。件数については、ちょっと持っておりませんので、申しわけございません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 一応、台風とか災害が起きたときにはきちっと見回りをして見ていくよと、それ以外については余り把握していないというような回答であったかと思いますが、いろいろどこでどんな災害が起きるかわからないという、例えば危険な状況になっておって、急に雨が降って、後になったら事故になったというような事例を想定したときに、災害の前にいろいろ点検をして、各そういう把握をして、進め方を計画に織り込んでおいたほうがいいのではないかとこのように考えております。

それから、これはみんなで自然を守ろうというような、里山を守って、子供たちが過去というか、子供たちがいろいろ自然に親しんで、それが大人になって、そしてそういう自然環境を守っていくというようなことを想定したときに、やはりみんなで考えようというようなことで、里山保全アイデア募集というようなものを町民に提供をして、そしてどんな取り組みがあるのか、どういうふうな形をしたらみんなが喜ぶかというような点について、PRとか、会議の場所に提供するとか、そのような考えとか意向はいかがでございますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、災害等が起きる前の事前の状況でございますが、従来に合わせて、見回りですとか、地元の方々からの情報収集に努めて、大きな災害が起きる前に手が打てるようにということで行っていきたくと思います。

そうした関係で、23年度につきましては、若干とまっておりました林道整備でございますが、須美のほうで一部手をつけさせていただきたいというふうに予算化をさせていただきます。

それから、里山保全のアイデアの募集ですとか提供でございますが、里山保全、自然環境等に関してですが、今までアイデアの募集等は特段やってきておりません。しかし、里山とのかかわり合いを持つということで、若干ユニークな活動で、坂崎のほうで取り組まれたような内容につきましては、その都度、こういうような里山を大切にしておかかわり合いを持っていくというようなことで活動されているという情報発信については、させていただいてきたつもりでございます。

それから、皆さん方の意見・アイデアを募集するということにつきましては、いろいろな行政で行う住民意識調査だとか、それからうちの所管するだけでも、幸田産業まつり等もございますので、そういったところでアンケート等による情報収集に努めていきなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 続きまして、3番目の子供・若者対策、児童館整備の関係に移りたいと思います。

子供とか若者をめぐる環境というものについては、新聞報道やマスコミ等もございしますが、物の本によりますと、やはり環境の悪化、それから若者がいろんな悩みとか苦しみとか生き方について悩みを持ったり、いろいろな事件や非行に走ったり、それから自殺に入っていくとか、いろいろな事件が起きてくるということで、そういうものを行政としてどういうふうに扱うかということについていろいろ見てみますと、平成22年には「子ども・若者育成支援推進法」とか、それからそういうものの大綱として「子ども・若者ビジョン」とかというようなもので政府のほうも動いているようでありますが、こういう国の施策に対して、幸田町としてどういうふうにそれを受けて、国のものをそのまま受ける場合もあるでしょうが、それから幸田町独自にこういうものを考えていきたいとかというようなものがございましたら、説明をしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 子供・若者をめぐる環境整備というようなことでの御質問でございますけれども、今、議員から御指摘がございましたように、昨年4月に「子ども・若者育成支援推進法」というのが定められまして、その後、7月には大綱のほうも「子ども・若者ビジョン」という形で、そういった大綱というものが示されてきておまして、国のほうでは関係機関との連携ですとか、それから地域における取り組みの推進、またそれに対する点検評価、こういったようなことが取り組みとして掲げられておるといようなことで承知をいたしております。

それに対する町としての取り組みの状況はどうかということでございますが、基本的な考え方といたしましては、国の方針にもありますが、町として今定めております平成

17年に定めました次世代育成支援行動計画というのを持っております。これに沿って、こういった子ども・若者の項目、取り組み方針といったものが定められておれば、その中で変えることもできるというような方針が示されておるということでございます。

したがって、町といたしましては、今、この次世代育成支援行動計画にもたれまして、この取り組みについても進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

やはり、子供の児童虐待ですとか不登校、こういったような関係につきましては、やはり家庭ですとか医療機関、また役場内でも関係機関との調整というものも必要になってこようかと思っております。そういったものを調整しながら取り組んでいきたい。また、それから世代間の交流というものもやはり必要になってこようかと思っております。

そして、点検評価の関係については、今申し上げました次世代育成支援行動計画の中にもありますが、地域協議会というのを持っております。こういった中で、その進捗状況がどうなのか、こういったことについても御意見をいただきながら、順次、見直しを進めていくというような考え方で今進めております。

また、若者の意見聴取といったような関係につきましては、この4月から昨年12月に御審議をいただきまして可決・承認をいただきました子ども権利条例、こういったものの中で、子供の意見表明の場を提供していくというような項目もございます。こういったことについては、今後、推進委員会のほうで具体的なことについてはお考えをいただくというような形を考えておりますが、こういったような基本方針のもとに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 次世代育成支援行動計画についての評価は、地域協議会の意見等を聞きながら実施していくということでありましたが、現在の大きな重点事業としては、放課後子どもプラン、児童クラブとか子ども教室、子ども権利条例、こういうふうなものというふうにして書いてあるところではありますが、この放課後子どもプランの児童クラブ・子ども教室というものを現在進めて、また拡大をしていくということではありますが、これについて今現在進めている中で、評価とか、こういうことがすごくいい評判があるよとか、こんなようなことはすばらしいし、継続したいとか、こういうことは改善したほうがいいかなとかというような声とか意見とか、そういうものがございませうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 次世代育成支援行動計画の重点事業ということで、今、議員からおっしゃられました。三つの重点事業を抱えておるところでございます。

子どもプランの関係でいきますと、やはり放課後児童クラブ、そしてこれは所管のほうで教育委員会のほうになりますが、放課後子ども教室の関係のことが一つあるわけでございますけれども、その関係につきましては、やはり受け入れ枠の拡大ということが一番今子供さん方を預かって放課後の育成を図っていくというような考え方の中で重要なポイントだというふうに私どもも理解しておるところでございます。

児童クラブにつきましては、仕事などで恒常的に留守家庭の方の子供さんをお預かりをするというようなことで、小学校1年生から3年生までの児童をお預かりをしておる

ということで、既に御案内のとおり、全小学校区におきまして実施をさせていただいております。平成17年度におきましては、260人の子供さんをお預かりしたということでございますけれども、21年度におきましては、296人の利用者の増加を見ております。

また、子ども教室につきましても、私どものいただいておりますデータでいきますと、平成20年度におきましては、荻谷小学校を皮切りに取り組みが開始されまして、21年度では幸田小学校、そして本年の4月からは中央小学校におきましても、その利用につきましてもの拡大を図ってきておるということでございます。

また、子ども権利条例の制定という2番目の重点項目があるわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように、12月の議会に可決・承認をいただきましたわけでございます。

今後につきましては、住民の方々への周知、そして具体的な取り組みの整備を進めまして、社会全体で子供を守っていく、育てていくというような環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

それから、三つ目の重点事業といたしましての発育・発達相談体制の整備・充実ということでございますけれども、子育てに不安を抱えておられる保護者の方々に対しまして、子育て支援センターでの親子教室ですとか、それから健康課とのタイアップで実施をいたしておりますくれよんルームや、またそして健診時に行っておりますたんぼぼ相談とか、こういったような中で、発育・発達に悩んでおられる、そういった不安を抱えておられるような方々への相談体制の整備、またそして医療機関等との関係機関との連携に努めていきたいというような考え方で今進めておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 今の回答以外に、例えば放課後子ども教室等については、料金値上げに踏み切っていくわけではありますが、それはそれだけの価値を与えていくということもあるでしょうが、そういうものについて、子供の親とか保護者とか、そういう方から意見として、こういうことが子供のためになったよとか、なっているよとかというような意見等はありませんでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 一番やはり保護者の方々の御要望として多いのは、先ほど申し上げましたように、やはり受け入れ枠の拡大、それから夏のときの長期の受け入れ枠とか、そういったような基本的には受け入れ枠をもう少し確保してほしいなというような考え方が多いかというふうに思います。

子供さん方の増加ということもございますので、住宅開発による増加ということもございまして、そういったものの体制というものがやはり今後の課題ではないかなということも思っております。

直接的には、細かい点はいろいろとちょこちょこありますけれども、大きな考え方としては、そういったようなことが中心であろうというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） ただいまの回答というか、皆さんの意見としては、受け入れてくれれば満足というようなことで、ちょっと寂しい気もしますが、どこかにいてくれる場所があればいいと、それよりも子供が育っていくような、楽しんで生き生きとしていけるような、そんなような施策に対する評価等が出てくるとすばらしいかなというふうに感じております。

それから、次に移りますが、児童館の整備状況について、話がちょっとずれますが、入ります。

現在、児童館というのは幸田町に三つあるというふうに承知しておりますが、これの年間の利用者数はどれぐらいか、発表してほしいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 児童館3館の利用状況ということでございます。

21年度の利用実績で申し上げたいと思いますが、横落児童館につきましては1万183人、幸田児童館におきましては8,154人、深溝児童館につきましては1万216人、合計2万8,553人の御利用をいただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） ただいまの数字というか、利用者によりますと、かなりの人数で、これだけの利用者があるということは、それだけ必要性があるし、重宝がられているというふうに感じまして、この児童館制度というものがどういう経過で作成されて、どういうふうな経過で設置されたのか定かではありませんが、これだけの利用者がいて喜んでいっているというふうなものについて、この児童館施設というものを町内に拡大していくというような考え方があるかどうか、お尋ねをします。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 児童館につきましては、児童福祉法に基づく児童厚生施設の一つということで設置がされておるわけでございます。地域で児童の健全な遊びを提供いたしまして、健康増進ですとか、情操豊かにするというような目的を持っておるところでございます。

県内でも300カ所ぐらいの児童館が設置をされておるというようなことを聞いておりますが、町内では現在今3カ所ということでございます。

この状況の関係につきましては、最近の状況では、児童により身近な場所の確保ということから、先ほど来お話が出ておりますように、放課後子どもプラン、児童クラブですとか、放課後子ども教室、こういった制度ができ上がってまいりまして、学校からストレートでまたそういった場所へ移り得るといったような形で、そういったことに国のほうもシフトがえをしてくれておるということでございます。

以前は、その児童館の整備ですとか、そういったことに対して補助制度もあったわけでございますが、1990年だったと思いますけれども、そういった制度もなくなってきておるということでございます。

今後について、今、新設するような考え方はないかということでございますけれども、私どもとしても国の方針に従って、やはり今、先ほど需要も多いということでございますので、可能な限りそういった児童クラブですとか、そういったものの充実に努めてい

きたいということを考えておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 今の考え方としますと、そういう無料児童館というものは余り面倒を見ずに、有料の児童クラブ・子ども教室のほうにシフトしていくというような物の考え方かなというふうに聞きましたけれども、これだけの利用者があるところにおいて、やはりこういうものをどういうふうに維持していくかというのは、やっぱり町単独の施策、町のそういう施策として守っていてもいいものではないかなというふうに感じておりますが、そのあたりの基本的な方針というものは、拡大というよりも、むしろこれはやめていくよというような考えかどうかというものについて、念押し確認ですが。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） ちょっと私の説明が言葉足らずだったかもしれませんが、やはりこの今の放課後対策、また子供さん方をそういった預かっていく場所の居場所づくりというような考え方の中で考えますと、児童館を決してそういったなくすとか、そういったことではありません。

児童館も、放課後ですとか、児童クラブなどでは、やはり希望される方も非常に多いということの中で、児童館の役割というものも当然あるわけでございますので、そういったものとトータル的に考え合わせながら取り組んでいく必要があるのではなかろうかというふうには理解をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 連携しながら維持・推進していくという回答というふうに理解をいたしました。

個別の児童館の話に移りますが、幸田児童館が幸田区というか、芦谷の地内にありまして、ここは結構利用者が多くて、小さい割にいつも笑い声や子供の声が絶えないというふうな状況になっておりますが、しかしここは駐車場がなくて、道路と密接につながっております、非常に交通安全に危ないとか、保護者が迎えに来たときに渋滞をするとかというような声がございます。

もう一方、中央公園の管理棟がありますが、ここはいつ通ってもだれが何をしているのか全然わからない、窓があるだけだねというふうな話もありますが、同じ町内の施設としまして、ああいうところに子供を遊ばせたら、本当に伸び伸びとして、緑はあるし、青空は広がるしということでありまして、いろいろ諸問題はあるとは思いますが、そういう中央公園の管理棟に子供のそういう居場所として活用するようなことができるのか、できないのか、その辺の考えを示していただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 幸田児童館を幸田中央公園の管理棟に利用できないかということでございますが、現在、中央公園の管理棟では、年間で223日利用されております。1カ月にしますと約19日ということで、幅広い詩吟とか民謡・絵画等の利用をされておるということでございます。

また、都市公園法になりますが、そういう公園の中にできる施設ということで定義が定められていまして、その中に児童館というのは該当していませんということでございます。

ます。

例えば、弓道場とか、そういうものはいい状況でございますが、そうしますと現実としては幸田児童館を中央公園の管理棟のほうへ移設するということは町としては考えていない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） ただいまの回答は、所轄違い、基準に合わないというふうなことで、利用できないというふうな回答であるというふうに理解をいたしました。町民からの目線によりますと、町内の施設というものは、やっぱりみんなで使えるようにしたらいいのではないかという意見もございます。

それから、児童館に限らず、いろいろな施設の利用については、やはりどういうふうな形で利用したら一番効率的で効果的で、そしてみんなに喜んでもらえるのかというようなものは、町全体としてそれぞれ見直していくことがいいのではないかというふうに考えております。

もし、今の幸田児童館について移設は無理だということであれば、それは当面、規則を改善して、規則の中で規則を破れというわけにはいきませんので、それを例えば譲歩したとしまして、現在のこれだけの利用者がいる中で、やはり補修・修理とか、いろいろな設備について、古くなってきたり、みっともないような姿になってくる、年数が経過すればそういう事態になるわけですが、このあたりの補修を望む声があるわけですが、そのあたりの見直しとか方向性はどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 中央公園の管理棟の関係につきましては、先ほど都市計画課長から申しあげましたような回答になるわけでございますけれども、児童館のほうといたしましても、どうしてもやはりその一角を占用して使用していく必要がございます。また、児童厚生員などのそういった事務室などの確保、こういったようなことを考えていきますと、お互いにそういった利用目的を持った方々が利用されていくということの中でございますので、その辺について、現状ではなかなか難しいのかなというような認識を持っておるところでございます。

それと、幸田児童館の室内の補修の関係ということでございますが、昭和45年にこの幸田児童館が建設をされております。1階のほうは老人憩いの家、2階が児童館という形での複合施設というような形になっておるわけでございますが、やはり壁などの老朽化というものも進んでまいっております。そういったことについて我々も認識をいたしておるところでございますが、ただ補修につきましても、我々もいろいろと、こういったことを言うてはなんではあるわけでございますけれども、いろんな子供さんに関係する施設を抱えておまして、その優先度、状況、そういったものを考え合わせながら、今、修理など実施をさせていただいておるということでございます。その辺につきましては、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） いろいろ補修とか事業の進め方については、優先度によってやっぱり見ていくというお話でありました。

この優先度の考え方についてであります。例えばわかりやすい話をしますと、雨漏りがする、それから補修をする場所があるとしたときに、どちらを優先するかと言うと、雨漏りになってくるのはだれが見てもわかるわけでありまして、翌年度においてまた要望が出た。また、雨漏りがしたといったときに、また雨漏りが優先度ということで、雨漏り優先の費用を使う。3年目になりまして、また雨漏りがして、補修の要望が出てきたといったときに、そういうふうになりますと、幸田町全域から見ると、いろいろどうしても必要なものというのは常に出てくるわけでありまして。そうすると、当面、毎日使っていて、こうしたらいいな、ああしてほしいなという願望が永遠に実行されてこないというふうになってしまいます。

そのときの優先度というのはどういうふうなのかと言うと、例えば大きな災害があれば、予備費でぼんと出す。だけれども、これはちょっと我慢できることだから我慢なさい。我慢、我慢、我慢ですと何十年たつて、結局、何もできなかったということになってしまうわけでありまして、簡単に言いますと、ポイント制ではあります。3年連続して要望が出てきたものについては、優先度が2番目ぐらいで、こちらよりもちょっと取り入れてやってみようじゃないかというふうな物の考え方であってもいいのではないかというふうに考えますが、そのあたりの考え方のございですが、どうぞございましょう。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 優先度、いろいろな考え方がございます。やはり、例えば同じ傷ができたとかということでも、その程度にもよることになるかと思ひますし、今議員おっしゃられたように、例えば雨漏りがしてぎーぎー入ってきちゃうというようなことになれば、そんなことは論外なことになってくるわけでございます。

ですから、そういった面を考えながらやっていく、予算との絡みということも当然あるわけでありまして。ましてや、この児童館なりとか、また保育園もそうなんですけれども、子供さん方が利用される施設ということでもございます。我々としては、なるべくそういった御要望等についてはこたえていきたいというふうに考えておるところでございますが、いずれにしてもその状況を個々に判断をしながら進めてまいりたいということで考えておりますので、具体的などれがどうということではございません。幸田児童館につきましてもそういった認識は持っておるわけでございますが、いましばらくちょっと御辛抱いただければありがたいかなというふうに思っております。お許しをいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 物の見方というものはいろいろな視点によって変わってくるように思ひますので、その辺をまたお考えいただければと思ひまして、質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 私どもとしてもいろいろと色々な方面から判断をしていけるように引き続き努力をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、大須賀好夫君の質問を許します。

11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 議長のお許しをいただきましたので、既に通告してあります項目に従って順次質問をさせていただきたいと思っておりますので、簡素で明瞭なる答弁を期待するものであります。

まず、質問に入ります前に、鹿児島・宮崎にまたがる霧島連山の新燃岳の噴火、そして全国各地に飛び火のごとく発生し、愛知県下においても豊橋や新城で発生した鳥インフルエンザ等、自然災害の猛威と人間のもろさを見せつけられた感がいたします。

そうした中で、飛び込んできたのがニュージーランドの大地震であります。ニュージーランドは、日本と同じく地震大国として備えは施されていたにもかかわらず、もろくも崩れ、多くのとうとい人命を失うこととなり、その中に多くの日本人も含まれ、犠牲になりました。ここに心よりお見舞いと御冥福をお祈り申し上げます。

さて、質問の中身に入りますが、町長選挙からはや半年を経過し、町長にとって初めての予算編成であり、大須賀カラーを存分に盛り込まれたものと確信いたしております。そこで、この平成23年度の予算編成とその取り組みの基本指針について、五、六点質問をさせていただきます。

世界的な景気後退や中東の紛争により、今後の日本経済に与える影響ははかり知れない状況であります。今日の日本経済は、長く暗い不況の中から脱出し、やっと経済の立ち直りの明かりが見えてきたところで、将来的な明るさ・兆しを期待しながら、経済は動き出そうと積極的に取り組まれているところであります。しかしながら、国政に目を向ければ、政策よりも政局化と思われる論戦が続けられており、果たして23年度予算の成立が危ぶまれる状況となってまいりました。

こうした状況下で、国の予算の影響を直に受ける地方にとっては、最大の危機であり、国からの交付金を初め地方債発行にも影響が及ぶのではないかと、私は大変心配しているものであります。

そこで、まず第1点目の質問は、短期間の中に世界情勢や国内情勢が大きく変化していく中で、指針となるべき方向性を見つけにくくありますが、その中で、町政史上最大規模となる予算案を編成されました。その裏づけとなる財源確保としては、今日まで積み立ててこられた財政調整基金を取り崩して調整すれば足りるという発想ではなく、行革を含めた財源確保のあり方を含め、どうあるべきか、まず町長からその基本的な考えについてお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大須賀議員の第1点目の質問でございますけれども、今日まで積み立てられた財政調整基金を取り崩して調整すれば足りるという発想ではなくてという

こととございます。

私も、今までためてきた財調によって景気の悪いときの緩和を図るといのは、それでいいかなというふうに思っておりますけれども、それだけでは根本的な解決にはならないであろうというふうに思っております。

それは、一つは、無理・無駄というか、そういうものも省いていくということも一応大きな内容であるし、新たにまた財源を確保するための企業誘致ということも、これも必要であろうと思います。

そういう内容で町政の状況をよく把握しながら、その財政調整基金についても、景気がいいからと言って全部使ってしまうんじゃないで、それを蓄財をしていくということも一つの方法であると思っております。

私どもの幸田町は、企業による税収というのが非常に大きいわけでありまして、幸田町全体でいきますと法人の依存率というのが、非常に税全体でいきますと43%ということで、近隣の西尾あたりだと27%、蒲郡が16%、岡崎が18%というような状況の中で、法人のそういう依存が多いわけとございますので、いろんな企業も今後模索しながら企業誘致を行いまして、財源確保も努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 23年度の当初予算の中には、来春開業予定の新駅、（仮称）相見駅でございますけれども、これに関連した予算が大きくウエートを占めております。一般会計においては、過去に類を見ない大きな伸び率、22%増という率を示しております。

反面、歳入の核をなす町税は70億3,000万円と、1.1%という微増であります。昨年度の大幅な法人に対する落ち込みは、先ほど町長も言われましたけれども、ないにしても、今後の財政運営には決して油断を許されない状況であることは間違いないと考えております。

さきの予算説明会でもお尋ねをいたしましたけれども、財政調整基金の取り崩し14億5,000万円、償還元金を超えない起債の発行を基本に町債発行7億4,000万円、こうした財源に依存していることは緊急避難的措置の予算編成であったかと私は受けとめておりますが、こうした状況を見ると、本町の財政は景気に左右される法人依存の体質とも言えるとも考えられますが、いかがでしょうか、先ほど町長もちょっとお答えになりましたけれども。しかし、こうした財政運営がいつまでも続くとは思いません。基金においても、いつかは底をついてしまうことが危惧されます。

そこで、2点目の質問は、今後の将来的な財政運営に対し、どう考え、どうされるのか、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 将来の財政運営ということとございますけれども、要は、つけを未来の子供たちに回すことのないような財政運営をしていかなければいけないというふうに思っております。

起債を抑制しまして、プライマリーバランスといいますか、そういうものの維持、健

全財政に努めていきたいというふうに考えております。

要するに、社会情勢の変化に対応できなくなるというようなことではなくて、無理な事務事業を行わずに、事業のプライオリティーに基づいた実施計画、それから健全を確保して町民に信頼されるバランスのとれた行財政運営を目指していきたいというふうに思っております。

特に、大型プロジェクトにつきましては、原則、目的の基金を積み立てるなどしまして、財源に十分留意しながら実施計画の見直しを行いまして、計画的な事業推進、そんなことを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 先ほどの質問の中でも触れさせていただきましたけれども、この23年度の予算の特徴は、何といたっても新駅となる相見駅の関連であることは間違いありません。駅の開業に合わせるように近辺のまちづくりは目をみはるものがあり、今や幸田の不夜城と化していると言っても決して私は過言ではないと思っております。幸田の中心街になってくる、そんな気がいたしております。

また、町としても、駅本体だけではなくて、自由通路やパークアンドライドとして取り組んだ駐車場の整備等、投資する経費は膨大なものになっているかと思えますけれども、そこでまず駅整備、そして自由通路、駐車場整備、そして都市計画街路相見線の整備負担を含め、総額はいかほどになるのか、町民は大変心配しておると思うんですが、それのお考えをお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 当初、駅の建設に当たりまして、JRとの工事協定の中では、自由通路も含めて46億円というような金額での協定であったわけですが、今現在、その整備を進めている中で、最終的には40億という金額に圧縮されるであろうという見込みを立てております。これは、駅舎・自由通路の関係でございます。これ以外の駅周辺対策としての整備費に約10億円というものが見込まれます。したがって、総額で言いますと、駅と駅関連を合わせまして50億円弱の総事業費がかかるという試算をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 私が今聞きましたのは、確かに50億なんですけれども、その中には都市計画街路相見駅線、そういうのも含まれていると仮定していいですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 街路は区画整理の事業の中での当初見込んでおる路線でございます。したがって、駅関連の中には含めてはおりません。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 関係ないということですが、しからば都市計画のほうにお聞きしたいんですけれども、この費用はどのぐらいを予算に入れておりますか。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 相見駅周辺のほうの事業ですけれども、まず駐車場の中にアクセス道路というんですか、これが議員言われる相見1号線のことかなと思えますけ

れども、これが計画では1億1,600万円ということで、駐車場整備の中で含まれていますけれども、道路としてはそういう金額になってございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） それでは、投資総額に比較して、開業時にかかわる経済効果と相見地区の将来像についてどのように考えておられるのか。また、これらにかかわる税収増をどのくらい見積もられているのか、さらにこの相見地区を総合計画の3駅プラス1の位置づけからどのような展望を考えておられるのか、この3点についてお聞きしたいと思いますが、新駅に対する期待と裏腹に、幸田駅前の利用者からは、利用者が分散することによる快速停車が廃止されるんじゃないかと心配をされております。駅は3駅でしたが、3駅とも鈍行列車しかとまらないということになっては、私は何もならないと思うんです。新駅できてアブハチ取らずにならないように注意することが必要であろうと考えておりますが、この辺をJRと新駅設置に伴うダイヤ改正と合わせて協議の中でどのように検討されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） まず、新駅設置の経済効果という点でございますが、一つには、周辺のまちづくり効果というものが期待をされるところでございます。駅を中心とした区画整理が進められておるわけですが、これが非常にスムーズに整備促進されておるということでございます。駅の設置に伴い、やっぱり区画整理の事業の中での保留地処分等、非常に円滑に進んでいくということの効果も出ておるんじゃないかと思っております。

さらに、区画整理しても更地のままでは、これは目的が達成したということではないわけございまして、ビルドアップするということが区画整理の最終的な目的でもあるわけです。

そういった意味で、商業施設や住宅の集積が活発に行われておるといような効果が既にあらわれ始めておるとい状況だと思っております。

税収の関係でございますが、これは過去に試算したデータでございます。平成20年12月に税務課のほうで試算したデータでございますが、相見地区が100%ビルドアップして定住人口が3,500人に達したという、そういう想定での試算でございますが、トータルで3億4,000万円という税収になるということでございます。

この内訳につきましては、固定資産税と個人の町県民税で3億4,000万ほどの年間税収になると。これは、あくまでも100%の土地利用ということが前提でございますので、これらにつきまして、やはり駅が設置されることによりまして、宅地化の促進が進むということでの効果が期待されるということでございます。

さらに、相見地区の将来像でございますが、相見地区につきましては、平成22年の3月に「相見エコまちづくり計画」を策定いたしております。新駅を中心に活用したまちづくりということでございます。言いかえますと、車社会から公共交通をフルに活用して地球環境に配慮したエコまちづくり、快適な住環境づくりといったものをテーマに、相見地区のまちづくりは進められるということでございます。

なお、こういった相見地区のまちづくりが3駅プラス1の他の地区への波及効果とい

うものも大いに期待するところでございます。

最後の駅利用の関係で、新駅に客が奪われ、既存の三ヶ根駅・幸田駅の利用客が減ってしまうと。それによって、快速列車の停車が危うくなるというような御心配だと思いますが、これにつきましては、確かに駅勢圏が重なっている部分につきましては、幸田駅・三ヶ根駅の利用者数は一時的には減少を想定いたしております。

しかし、快速列車の関係につきましては、利用客数だけで判断されているものではないということでございます。ダイヤの編成上、快速列車をとめる駅というものは、乗降客数にかかわらず、JRのほうで指定をしておるところでございます。したがって、多ければ快速の停車条件にはなるわけですが、減ったからといって快速列車の停止がなくなるというものでもないということでございます。

したがって、現に例としまして、本町の幸田駅は4,000人ということですね、利用客数は乗りおり合わせますと8,000人ということですが、乗客数でいくと4,000人、しかし3,000人未満の駅につきましても、これは快速列車がとまっておるケースもございます。具体的に言いますと、三河三谷駅、これらにつきましては、利用客は3,000人未満ですが快速がとまっておるという事例もありますし、3,000人を超しておる駅でも快速がとまらない駅も幾つもあります。具体的に言えば、三河安城駅、東刈谷駅、南大高駅、大高駅、笠寺駅、熱田駅、こういったところにつきましては、快速がとまらないという状況もございます。利用客が多くても、とまらない駅はとまらないというような状況でございます。

したがって、議員の御心配につきましては、今のところそういう心配はないというふうに私どもは判断いたしておりますので、幸田駅の快速列車を今のような状況で引き続き停車するというふうにお考えいただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 再度お伺いいたしますけれども、先ほど私が申し上げましたJRとの協議の中でこういうお話が出てきて、もう来春には開業でございますけれども、おむね快速は幸田駅については廃止されることはないよというように理解をしてよろしいですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 次に、社会保障と税の一体改革の問題でございますけれども、社会保障の問題は、団塊世代の大量退職とともに右肩上がりの需要増の連続であります。しかし、これに伴う財源の見通しはまだ確定しておらず、消費税アップでいくのか、ほかに財源を求めるのか、国はこの6月を目安に検討されておるというようであります。

しかしながら、この社会保障の問題は、高齢化対策としての年金医療だけの問題に限らず、少子化対策としての子ども手当の問題、保育所の待機児童の問題など、多くの課題を抱えております。本町の人口構成、高齢化率、生産者人口等から、他人事と受けとめるのは、まさに危険な考えであると考えております。

国が考える地方分権から地方主権の考え方は、可能な限り地方に権限を移譲し、地方

にやらせようという考えではないかと考えますが、権限移譲は望むところでございますけれども、これに伴う財源をどう確保していくかが大きな課題と考えますが、今、子ども手当の地方負担について多くの自治体が負担拒否を表明しております。国は財源不足に陥り、子ども手当支給事業も単年度支給となる恐れはないでしょうか。子供を守る子育て支援を初め医療改革、高齢者福祉対策等は避けて通ることのできない必要不可欠な課題であります。厳しい財政運営の中、社会保障と福祉医療等は地方負担がますます大幅に増加するのではないかと大変心配するものでありますけれども、担当部長、また並びに町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 担当部長としての意見を求められましたので、私から社会保障の展望について申し上げたいと思います。

本町におきましても、全国的には今から15年ほど前に、65歳以上の高齢者のほうが15歳未満の子供よりも割合が多くなったというのが今から15年ぐらい前でございます。

ところが、本町におきましては、ずっとまだ高齢者の割合のほうが低かったんですが、ことしの4月について高齢者の割合のほうが多くなりました。今後におきましても、御指摘のように団塊の世代が順次高齢者の部類のほうへ移ってまいります。

ということで、今後におきましては、高齢者の割合のほうが多くなっていくというのが幸田町におきましても常態化していくということで、それだけ社会保障に要する経費、あるいは福祉に要する経費はますますふえてくるんじゃないかなという展望を持っております。

また、子供施策につきましても、幸田町にはまだ割合とすれば高齢者のほうが多くなるわけでありまして、子供は安定して生まれておりますので、子供施策もこれはいろんな方面でふえてきておりますので、そちらへの備えもしていかなければならないというふうを考えております。

まさに、御指摘のように、社会保障費関連、少子高齢化社会が本町にとっても本格的になってくるわけでございますので、関連予算につきましては伸びがずっと予想されるということで、私どもといたしましては、現在、国におきまして、医療制度もそうですけれども、少子化対策につきましても子育てシステムについて国が検討をしております。その動向を見守りながら、私どもはさらに私どもの幸田町の実情に合った福祉施策と申しますか、そういうものを考えていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 子ども手当の関係につきまして触れられましたので、私からもその関係について御答弁申し上げたいと思います。

子ども手当の関係につきましては、御案内のとおり、現在、国会のほうで関係の法案等の審議がなされておるところでございます。

今回の改正の内容については、中学生以下の子供さん1人当たり1万3,000円というものにつきまして、今回の内容では3歳未満児の子供さんには7,000円の加算をいたしまして2万円とするというような内容のものが主な内容となっております。

ございます。

その経費につきましては、今年度と同じ児童手当をベースといたしまして、児童手当分につきましては、国・地方、また事業主がその費用を負担をしていくということで、この辺の関係につきましては、神奈川県初め多くの自治体が地方負担を拒否するというような声が上がっているのは、先ほど御指摘のありましたとおりでございます。

今後の見通しということでございますけれども、マスコミ報道の関係によりますと、手当の恒久化、所得制限の導入、こういったものを視野に修正作業に入るとの方針も固めたといったような報道もございます。現段階では、どうなるかということにつきましては、大変憂慮しておる私どもも憂慮しておる状況でございます。

今後の地方負担の関係につきましては、全国町村会ですとか、全国議長会、こういったところからも子ども手当の制度設計に当たっては、国と地方の役割分担や経費負担のあり方を含め、地方の理解を得られる形で制度改正を求めるといような意見表明もされておるところでございます。本町といたしましても、町民が混乱しないように望むところでございます。

子ども手当にかかわらず、子育て支援ということについて、あり方など、国の動向というものを私どもも見守ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、担当部長等、いろいろ申し上げたんですけれども、最終的に地方負担の見通しということで、政府は地方自治体間の財政力の偏在解消を強力に進めようとしているということで、私ども幸田町みたいな不交付団体に対しましては、厳しい改革が予想されるのではないかというふうに危惧しております。今後、政府の一体的な改革の動向を重視していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 先ほどから私の質問や町長・担当部長のお考えを総括いたしますと、バブルの時代は二度と来ないということと、本町の予算において自主財源が80%・90%というような時代はもう今後あり得ないということに私は尽きると思うんですが、そういうことから考えると、自主財源確保と言っても、先ほど町長のお話にもちょっとありましたけれども、開発による税収確保の時代ではなく、やはり行政の無駄を省くことが一番肝要ではないかなと、こういうふうに思うわけです。

「1番でなければだめなんですか。2番ではだめなんですか」で一躍脚光を浴びた国の事業仕分けでありますけれども、国民は大いに期待したにもかかわらず、その仕分けの結果が実行に移されないことから、今や見捨てられた存在になってしまったと言っても過言ではないと、こういうふうに思うわけですが、本町においては、町長の選挙公約でもあります行革の一環として、さきの12月議会においても、使用料・手数料の見直しをされました。町長の町政に対する熱意と行動力にエールを送るものであります。事業仕分けについても、改革としてワンストップサービス、総合窓口対応を取り上げ、庁舎内に行政改革推進プロジェクトチームを立ち上げられました。すばらしいことです。すばらしい対応に期待をいたしておりますけれども、実施時期と、またその

内容はどのようなものであるのか、少しお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の公約でもございます行革の一環として行うわけでございますけれども、実施時期、その内容についてでございますけれども、まず一つ、その内容でございますけれども、五つの専門部会というのを設けまして、いろいろ視察等々を重ねてまいりまして、その五つのプロジェクトがうまく動いて稼働しているところでありまして、一つは、五つの専門部会というのは、事業仕分けの専門部会、それから行政サービスの専門部会、組織体制整備専門部会、行政広域化専門部会、健全財政構築専門部会、そのような形で、先回に名簿は議員の皆さん方にお渡ししているかと思っておりますけれども、事業仕分け、実際今現在400ほどある事業をまず第1段階では100事業程度に絞り込んで、第2段階では約20事業ぐらいに選択をしていくというような段階でいきますけれども、要は、委員だとか判定人につきましては、民間の方々に出ていただきまして、その方たちに御判定いただくということ、ましてまた公募もしながら進めてまいりたいと思っております。要は、行政の内容が見える化といいますか、そういうふうな町民の皆さんに見ていただけるような形、町民参加型で実施をしていくという形で考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

なお、実施時期でございますけれども、まず2日間に分けておりまして、第1日目は、ことしの7月23日の土曜日、午前9時から町民会館のつばきホールで実施する予定でございます。それから、2日目が7月24日の日曜日、これも午前9時から幸田中央公民館ホールで行うということで、大体、私どもの一つの課から一つは必ず一つの事業が出てくるような形での今行っております。

今のところ、詳細につきましては、いろいろ検討しながら進めておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 少しでも町民が大変期待しておると思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

23年度の予算で、保育園全園に完全空調設備施設、教育・福祉にもきめ細かな配慮がなされております。町長の優しい人柄の一面でもありますけれども、福祉対策として各地区の老人ホームの一室にも空調設備等を設置することもお年寄りに喜ばれるということにかんがみまして必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

私は、監査委員として身を置かせていただいておりますので、工事にかかわらず、町全体の事務事業を見させていただいておりますが、中には首をかしげたくなる事業がないとは言えません。

そうしたことを思うとき、事業仕分けの必要性はますます増しており、幸い本町においては事業評価が行われておりますので、さらにこれを進化させ、町民の視線で見た行政評価をぜひとも実現していただきたいと思っております。

もちろん、今、大変話題になっております名古屋・愛知県の戦法、議会改革を含め、情け無用の徹底した評価を住民は望んでおるのかもしれない。本町として今後の事業仕分けを行う具体的な手段と手法を改めてもう一度お考えをお伺いしたいと考えており

ます。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、1点目の各地区の老人コミュニティホームの一室に空調設備をとということで、大変恐れ入りますが、老人コミュニティホームは、老人憩いの家。

○11番（大須賀好夫君） 老人憩いの家。

○町長（大須賀一誠君） ちょっと失礼しました。

私どもの1種・2種の建物の基準がございまして、老人さんのコミュニティホームといますか、老人憩いの家等々に、それから1種・2種の関係で補助対象が今のところ要綱で決まっております。その辺をよく検討しながら、また再度考えさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、事業仕分け、事業評価、住民の目線を見た行政評価等々でございすけれども、先ほどちょっと一端を申し上げたんですけれども、事業仕分けの手法等々につきまして、専門部会というのが実はございまして、それは先ほど言いましたような事業仕分けする部会、それから対象事業につきましては、事務事業評価も参考に、平成23年度事業を抽出して実施に向けて選択をしていくと。それから、先ほど申し上げた仕分け人の選択でありますけれども、外部委託も含めた仕分け人の人数とか選任方法などを検討するということと、それから仕分け委員会の設置、これにつきましても学識経験者だとか外部委員会の設置、事業選定については、庁内選定だけではなくて、広く意見を取り入れていく。それから、判定人の選定ですけれども、住民の幅広い参加を得るために、地域・年齢・性別ごとに、特に女性が参加できるような人数や選任方法を検討して進めていきたいというふうに思っております。

特に、事業仕分けだけじゃなくして、町全体のサービスの向上を目指しまして、ワンストップサービスもそうありますけれども、フロアマネジャー等々の設置による案内係、現在、1階に受付がございすけれども、あれを廃止しまして、それをフロアマネジャーとして町民のお客様がいらした場合には、その書類の書き方から場所から、そういうものを御案内すると、そんなような形も検討しております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 次に、農業問題についてお伺いをいたします。

平成23年度当初予算編成の中で、唯一農村水産関係は昨年を下回っております。米生産、地域農政、畜産等、日本の農業の衰退を行く姿を目の前に見ているような気がしてなりません。なぜ下がるのでしょうか。

昔から、農は国の宝と言われております。町長は8つの誠をマニフェストの中で、休耕農地の有効利用、農業の再起動、地産地消を提唱されております。また、今、問題になっておりますTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に6月と聞いておりますけれども、参加いたしますと、日本の農業には壊滅的な打撃を受けるとともに地域経済への深刻な影響を与えることは必至であります。その考えをお伺いしたいと思ひますし、また活力ある農業施策構築のためにも再考を促すものでありますけれども、そのお考えをお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 農林水産業費のみということで、35款の農林水産業費は、今言われますように、一般会計の中で唯一といいますか、前年に比べて減額というふうになっております。

前年比2,441万4,000円の減額でございますが、その主なものを見ていただきますと、農業総務費の中で西三河農業共済補助金395万円、それ以外に農業振興費で道の駅の看板等の関連工事が終わったことによる減額が約300万、農地総務費の給与・人件費が490万、地域用水機能増進事業の完了に伴います負担金が190万、農業農村整備事業におけるところの農業集落排水事業の機能強化対策工事の完了に伴います集落排水の特別会計への繰出金の減額が1,380万円ほど、以上のように前年に比べて事務事業の後退に伴う項目での予算減額はないというふうに思っております。事業の端境になるというようなことかもしれませんが、そういうことで減額となっております。

その反面、農業農村整備事業費のうちで、単県土地改良事業で新規に緊急水路というような形で補助金を315万円、林業振興費で今まで休止しておりました林道の整備事業で200万円の予算を予定させていただきました。

このほかに、新規施策といたしまして、産業活性化支援事業補助金を300万円を予算化いたしまして、農業の活性化を目指すということとさせていただきます。

今後につきましては、土地改良事業、インフラ整備のための総合2期といいますか、以前、総合整備を全町にわたって行ったわけでございますが、こういう2期に当たる村づくりの交付金事業等、こういったものへの取り組みを検討したり、それから今議員が言われましたような地産地消、特産物の消費宣伝、新規の開発、こういったことにも町民の方との協働でその方策を模索していきたいというふうに思っております。

農林水産業費につきましても、ほかの事業と同じようにこれだけを置いていくということではなくて、同じように推進してまいりたいというふうに思っております。

なお、TPPの環太平洋戦略的経済連携協定ですか、これにつきましては、さきの国会、首相の政策方針演説の中でも、6月をめどに交渉参加の結論を出すということも言われております。国政の動きに注視して、関係団体とも協議をして、その対応については間違いのないような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 先ほども申し上げましたけれども、農業の生産性が下がることは、農家自体が衰退していくということでございますので、なお一層農業に力を入れるという方向で進めさせていただきたいと考えております。

ちょうど6点になりますけれども、6点にわたる質問に対し、それぞれ答弁をいただきました。冒頭より申し上げましたように、政権交代、ねじれ国会、そして我が国に対する世界情勢の見方は爆発寸前の状況で、国と地方の関係まで崩れ、今や地域政党が占める時代になってきたのじゃないかなと、こんなことも思うところではありますが、首長がどう行政の手腕とむちをどうさばくかがこれからは問われてくるときじゃないかと考えております。西三河唯一の町として、内外に自慢・誇れる町として、持続可能な秩序

ある健全な行財政運営を堅持され、町民3万8,000人のリーダーとしてなお一層御尽力いただきますようお願いするとともに、大須賀町長のこれからの意気込みをお聞きするとともにお願いし、私の質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変ありがとうございました。いろいろエールを送っていただきまして、大変感謝申し上げます。

町長となりまして初めての予算編成となったわけでありましてけれども、私の公約どおり、健全な行財政運営を第一に掲げ、無理な事業計画というものは立ててはおりません。安全・安心を最優先に予算編成を行ったつもりでございます。

23年度におきましては、新駅が開業ということで、史上最高の予算額になっておりますけれども、目的基金や国庫支出金、起債を充当いたしまして、他の事業には大きな影響はさせていないというふうに思っております。

このような税収不足の状況でありますけれども、大変大きなことはできませんが、道路だとか、道路の施設、維持補修や在宅介護手当の倍額とか、住民生活に密着した事業を中心的に予算編成を行いました。今後も、住民に安心していただける健全性が高く、透明性のある行財政運営に心がけてまいりたいというふうに思っております。

西三河唯一の町として近隣市町と連携を深めながら友好的な関係を保ちまして、幸田町の行政レベルが近隣よりも下がることのないように調査しながら比較検討して行政運営を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のお力を今後ともお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀好夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

文化・芸術の進行について。

平成13年12月、我が国の文化・芸術の憲法とも言うべき「文化芸術振興基本法」が成立して、ことしで10年目を迎えます。

基本法の前文には、「文化芸術は、心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」と高らかに宣言しております。文化・芸術は、人間に勇気と感動を呼び起こし、政治や宗教・民族の違いを超えて人々の心をつなぎ、世界の平和創造へ大きく寄与する力を持っております。

本町には、国指定の三河万歳を始め多くの文化財や文化芸術・文化創造の活動拠点、文化振興協会が指定管理者となっておりますハピネス・ヒル・幸田があります。

町民会館は、音楽・演劇・舞踊・ミュージカル・映画や漫画など、住民のニーズに合

った住民参加型の事業に尽力されております。その成果として、平成20年総務大臣賞を受賞され、その努力に敬意を表したいと思います。

また、図書館では、文学講座、郷土史講座の開催や幅広い分野の資料収集に努力し、まさに文化による活力あるまちづくりの拠点となっております。

文化芸術振興基本法の第4条には「地方公共団体の責務」、第35条には「地方公共団体の施策」が定められ、地方自治体にも文化芸術振興を進める責務が盛り込まれております。

平成13年の基本法の成立以降、各自治体が条例や計画を策定されております。全国の都道府県、区自治体の条例、計画の策定はどのぐらいかをお聞きをしたいと思います。また、県内の現況もお答えください。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 計画の策定状況であります。

去年の7月現在、全国では47の都道府県中で24県、19の政令市がございますが、そのうち4の政令市、それから40の中核市がございますが、そのうち八つの政令市、それ以外の約1,668の市町村中63の市町村で制定されております。率にすると4.3%であります。また、愛知県下で申しますと、57の市町村がございますが、九つの市と武豊町1町が制定されております。近隣では、岡崎市と西尾市さんが計画を策定しております。

以上であります。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、全国、また県内の状況をお聞かせを願いました。近隣で申しますと、やはり豊田・刈谷もつくっておりますし、豊橋、また今言われた武豊町、また今言われた岡崎・西尾、西尾は平成21年度に計画を策定をされております。春日井市も策定をされているというふうにお聞きをしているわけでございます。私たちの幸田町の近隣、徳川家康公生誕の地の岡崎、また六万石の城下町の西尾市もつくられているのが現況でございます。幸田町も、文化振興の計画がすぐお隣が計画されているということで、本町にもこういう計画も策定されてもいいのかなというふうには私考えているところでございます。

幸田町といたしましても、第5次幸田町の総合計画の第5章の地域文化・人づくり、第7節で若干文化振興については示されておるところでございます。総合計画は幸田町の上位計画ではございますが、さまざまな関連計画もあるので、それぞれの整合性を配慮しつつ、基本法に基づき町としての文化芸術の分野を求め、やはり本町の文化芸術振興計画の策定が必要ではないでしょうか。文化・芸術の振興についてのやはり基本理念を明らかにして、その方向性を示して、文化・芸術を住民生活の身近なものとし、それを尊重し、大切にするような施策を総合的に推進することが不可欠ではないでしょうか。この計画についての策定についてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文化・芸術というのは、人々に生きがいを与えるとともに、地域や社会を超えたつながりを持つなどの豊かな心を形成し、社会に活力を与えるものと

いうふうに考えております。

本町におきましては、町民会館を初め中央公民館、あるいはさくら会館を文化活動の拠点として歴史講座や中国講座など、多くの文化活動を実施しております。また、地域文化発展のための、こういった文化協会の活動支援も行っております、この文化芸術振興計画というものは策定はしておりませんが、非常に本町は頑張っているといったように思っております。

この計画の策定につきましては、国の基本法によりまして、地方公共団体に努力義務が課せられておりますが、先ほども申しましたように、既にある程度の取り組みも行っております、また県下の状況も少ないといったような状況、また近隣の状況も少ないということから、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今後の検討課題ということでございました。

確かに、幸田町の文化・芸術については、私は他市町よりも若干すぐれているのかなと、それは自覚するところでございますが、やはり昨今のようなこんな厳しい社会経済状況だからこそ、やはり心の豊かさが問われている、また住民の芸術・文化に対する期待は大変大きいというふうに思うところでございます。

今、中央公民館、またさくら会館、町民会館等で具体的な講座等も行われているところでございますが、やはり町として文化芸術振興の基本理念、また方向性は私は示しておくべきではないかなというふうに思っております。

町長の第7の誠の中でも、「文化の香りただよう町」の中のところで、「新たに歴史との触れ合いを創出し、文化振興にも継続して力を注ぎます」と示されております。幸田町の町長、新しくなられた町長の新たな文化行政を進める上でも、やはり基本計画は必要ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私のマニフェストの中の第7の誠を今読んでいただきまして、大変ありがとうございます。

私も文化につきましては、そのまち、まちのレベルをはかる上で一番重要なところだなというふうに考えておりますけれども、そういう今後につきましても、文化振興につきましては、現在のところはちょっと非常に厳しい状況ではございますけれども、大いに今後進展をするような方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 進展をするように検討するということでお答えをいただきましたので、次に移らせていただきます。

基本法の第13条では、「文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講じる」と、文化財の保存・活用が明記をされております。本町にはすばらしい文化や文化財がたくさんあります。現在、国史跡指定を目指している深溝松平家の御廟所などもその一つでございます。

町の資料館では、常備展示やさまざまな季節展示が行われ、今はおひな様の展示がなされております。私も先月、拝見をしてみたいと思っておりました。ことしもおひな様の寄贈があり、土びな、内裏びな、御殿飾りやびょうぶ、段飾り、ひな人形と、明治・大正・昭和にかけてのひな人形の移り変わりを上手ににぎやかに展示し、中央には赤い毛せんのですが用意され、高齢者や障害者などにも配慮した展示会場となっております。

私が見ておりますと、町外から見えた方が郷土資料館を探して、やっとたどり着いたと言っておられました。外観からもわかりづらい幸田町の資料館でございます。町内外から見える人がわかるような案内版の設置が私は必要だというふうに思います。

それから、車いすの方の入場は大変苦労されております。たまたま居合わせた数人の方が車いすを持ち上げてやっと入れたということも伺いました。高齢者や障害者などに配慮した入り口の階段に手すりやスロープの設置でバリアフリー化を考えるべきだというふうに思います。お考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在の資料館は、山すそで樹木に囲まれて非常に環境には恵まれているというふうに思っておりますが、議員指摘されましたように、来訪者にはわかりづらい状況だと思っております。

案内版につきましては、国道の交差点の上下線にそれぞれ配置してありますが、それ以後については案内はございません。不案内であるというふうに私どもも思っております。それを少しでも解消する必要があるというためにも、その案内図を町のホームページに掲載していきたいというふうに思っておりますし、また案内版につきましても、次年度以降で検討させていただきたいというふうに考えております。

また、高齢者や障害者に対する配慮が欠けているのではないかとといったような御指摘であります。現在の資料館は昭和52年に地元の小学校の校舎を移築して利用してつくったものでありまして、現在では公共施設では当たり前のバリアフリー化がされておられません。御指摘のとおり不便をかけているというふうに思っております。スロープの設置などにつきましては十分検討させていただきたいということと、また現在、おひな様を今やっておりますが、そのような季節展示のように多くの方が見えるような催し物につきましても、違う公共施設を使つての活用も考えて、少しでも不便の解消に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 案内版の案内図をホームページに載せる、また案内版の設置も今後考えていく、また手すりやスロープも考えていくということですが、それとあと季節展示はほかの施設ということも考えられているようであるかと思いますが、やはり郷土資料館と言いますと、やはりまちの郷土の文化を展示する、そういうものが郷土資料館ではないかなと。確かに、場所さえ変えれば立派な展示会はできるかもしれませんが。しかしながら、そこに今まで根づいてきた文化というもの、また伝統というものの味がやはり少しはなくなってしまうのではないかなと私はとても危惧するところでございますので、やはり少しでも今の現況のところでは皆様がどうやったら多くの入場者が不便なく展示を見られるか、やはりそれが行政としての私は責務ではないかなというふ

うに思っております。

また、先日、雨にもかかわらず施設の利用者さんが来館されたそうであります。しかし、雨が降っておるため、車いすの方もその中に見えたそうで、階段があったため、また階段の上には屋根が本当に小さな屋根しかついておりません。そのため、車いすの方は車のほうからおりられずに、展示会を見ることもなく車中で待つて帰られたということも伺いました。御本人は、とても玄関まで来てもおひな様が自分の直で見られなかった。それほどやはり御本人は残念ではなかったかなというふうには思うわけでございます。ぜひとも改善をしていただきたい、手すりやスロープの設置は私は余り多くの予算はかからないのではないかなというふうに思いますので、いち早くやはりこれは設置をしていただきたいと、そのように思っております。

また、私も資料館に行きますと、他市町の資料館のチラシなどもそこには置かれています。私も他市町の資料館等に行ったときには、その資料館に置かれております地元のマップやチラシをもらってまいります。そして、次に行きたいところをマップとかチラシを見て研究していくわけでありますが、しかし本町の郷土資料館の棚を見てびっくりをいたしました。それはひなまつりのチラシでございます。その棚の中には、みよし市の市立の歴史民俗資料館のチラシや田原市博物館、また渥美郷土資料館など、本当にすばらしいカラー刷りの資料館のひなまつりのチラシですね、それとその資料館の地図までも印刷をしてありました。表も裏もカラー刷りのすばらしいチラシでございました。その隣に我が本町のひなまつりの白黒のチラシ、それも普通の紙でコピーをされた、本当にこれが我が町のおひな様のチラシかなと思われるようなとても貧弱なチラシでございました。

また、文化財のマップもしかりでございます。以前よりも半分以上小さくなり、普通紙に両面コピーをされたものでございました。これでは、本当に町長の言われる「文化の香りただようまち」とは到底私は思いませんでした。幸田町の文化を継承し、PRするためにも、やはりそれに見合うような郷土資料館のマップやチラシを作成していくべきであるかというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、障害者への、弱者への配慮ということでございます。大変御迷惑をかけて申しわけないというふうに思っております。少しでも創意工夫を検討しまして、少しでも不便を来さないような形で努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の件であります。非常に耳の痛い御指摘でありました。特に、今回のおひな様のチラシ、確かに私ども自作で、自前でレイアウトして、それをつくってカラーコピーしたものを近隣の関係する資料館等に配布してあるわけですが、部数もそんなに多くないということで、印刷するには、ちょっと経費節減の折から中止をいたしまして、自前のチラシで対応したということでございます。

そのカウンターに置いてあるのは白黒ではございますが、関係するところに配布したものは一応カラーコピーでございますが、他の市町のチラシに比べれば見劣りすることは否めないというふうに思っております。

また、文化財のマップであります。平成17年度に印刷をしましたが、現在、在庫がなくなったために、今現在、コピーで対応している状況であります。町内の文化財につきましては、浄土寺薬師像や円空仏等、また新たに発見されたものもございまして、これが落ちつき次第、見直しをかけて印刷してまいりたいというふうに思っております。私どものそういう面では、ある面ではPR不足と言われてもやむを得ない面もあるかと思っておりますが、今後、多くの方に来ていただけるような工夫もしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） チラシの件につきましては、部長も本町のモノクロのコピーではもう本当にといい気持ちを感じましたので、ここであえて本町の、今持っておりますが、白黒のチラシ、また他市町のチラシを見せることはしませんが、確かに本当にこれで我が郷土資料館のおひな展かなと思うぐらいのチラシでございます。中に入れば、本当ににぎやかなおひな様でございますので、その点については評価をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、文化財のマップでございますが、今検討されている指定がございまして、それが落ちついたら不足分を作成するよということでございますが、大体の目安はいつごろの予定でございますか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文化財マップにつきましては、今現在、先ほど言った薬師像とか円空仏、そして去年の11月2日ですか、本光寺に入っている、今まで公開されていなかったようなものも全部調査をいたしました。その中でも非常に立派なものもございまして、それらを調査してとなりますと、もう一、二年はかかるのではないかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 一、二年の間には作成するということでございますが、やはり本当にきちんとした我がまちのマップ、それぞれの展示会のチラシ等もしっかりとつくって、PRもしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、文化財の保管はどこに今置かれているのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

先ほども少し言いましたが、おひな様もことし寄贈もございました。さまざまな寄贈があるかというふうに思いますが、今後もふえてくるであろうという文化財の保管場所でございます。

以前は、郷土資料館の隣のところに置いてあるというふうにお伺いはしてはいたわけですが、あそこでは狭いのかなというふうに思います。また、やはりこういうものをしっかりとしまっておくには温度だとか湿度等も関係するかというふうに思いますが、今現在はどこに確保しておられるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 郷土資料館、先ほど申しましたように、かなり30年以上経過して、かなり施設の老朽化、またバリアフリー化されていないようなこと、また資料等

の収蔵の増加に伴いまして、収蔵庫の手狭な状況であります。借地でもありまして、新たにその敷地内に収蔵庫といったようなことも今現在厳しい状況でありまして、現在、資料館の中ですべて保管しているわけではございません。とてもできる状態ではないということで、他の施設を借用して倉庫として使っているといったような状況であります。

特に、温度管理等必要な、深溝松平家の御廟所からの出土品につきましては、資料館内で空調化したところで保管をしておりますので、そういう空調・温度管理が余り必要でないものにつきましては、町の他の施設で借用しているといったような状況でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、他の施設というふうに言われましたが、他の施設をお聞きをしているわけでございますので。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 大変失礼しました。旧の給食センターを学校教育課のほうから借用しております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この文化財を旧の給食センターで保管をしているということでございますが、旧の給食センター、いつまでこれは保管ができるのかということもお聞かせ願いたいわけですが、やはり保管場所というのは、先ほど言いましたように、温度・湿度、またセキュリティ等も必要ではないかなというふうに思いますので、十分検討して安心して永久的に保管できる場所をやはり選定をしていただきたいと、そう思うところでございます。

それから、施政方針の中に、「当面、箱物行政ではなく、維持補修を積極的に行い、施設の延命化を図る」と町長は言われております。先ほどの手すりやスロープ、さまざまなチラシマップもしかりでございますが、やはり維持補修を積極的に私は行っていただきたいと、そのように思うところでございます。

また、文化財の収集・管理・保存・展示などからも、郷土資料館の改築を望む声がやはり多く聞かれております。現在の財政状況からは、今すぐとは私は言えないかもしれません。また、施政方針等でも「当面箱物行政ではなく」というふうに言われておりますので、今すぐとは言えないかもしれませんが、やはり郷土資料館の改築は近い将来の計画を持って進めて行っていただきたいと、そのように思うところでございます。この資料館の改築の計画について、町長からお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在、旧の給食センターで借用しているわけですが、この建物、今現在、はっきり言って利用計画はございません。何かいい方法があれば、そのような形で活用していくつもりではございますが、現在のところございませんので、その新たな用途が決まるまでは、旧給食センターのほうで保管していきたいというふうに思いますが、空調等の施設がございませんので、そういうものが余り必要のないものをそちらのほうで保管していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 郷土資料館、大分古くなっておりまして、中には本当にいろいろなたくさんの幸田町の歴史の物がいっぱいたくさん含まれているということでございます。

私もひなまつり、おひな様とかを見にいきまして、本当に一生懸命飾っておられて、本当に多くの人が見に行っていたといいなというふうに思っております。

要は、当面、郷土資料館の改築についてお話はいろいろ出ているわけでありましてけれども、検討委員会のようなものを設けて、内部で有識者といいますか、そういう方でちょっと少し検討をして、いつつくるかつからないかはまだ問題じゃなくて、要は、幸田町には例えば十二神将だとか、いろんな大きな鰐口だとか、いろんな大きな文化財がたくさんあります。それを収蔵する場所でも先に検討して、将来的に展示も考えていくというような、そういう方法も考えられるかなというふうに思っています。

特に、先ほどエアコンとかそういう問題がありますので、古文書なんかでもどんどんなくなってしまう。そのいい古文書なんかも置いていくには、そういう収蔵設備がないといけないということで、そういうものを全体的に検討する段階で、いつつくるかということはまだ申し上げられませんが、そういうことをひとつ検討させていただくということでお願いをしていきたい。

それから、現在のところは借地でありまして、ある意味では立ち退いていただきたいという話も来ておりますので、そう長い間あそこにいるわけにはいかないということもありますので、よく検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） しっかりと検討委員会を立ち上げていただきまして、検討していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。空き家・空き地等の適正管理についてお伺いをいたします。

町内には、明らかに空き家であると思われる家、雑草が生い茂り、トタンがはがれ、壁が見えて、崩壊寸前の住宅などを見かけます。このような空き家や廃屋は、核家族化と高齢化、また県外に出た子供が帰ってこない等の理由で、本町においても増加傾向にあるのではないかと思います。

高齢世帯が、また独居の方がお亡くなりになった後、空き家や田畑が空き地になってしまうことが懸念されております。空き家や空き地・廃屋が放置され、管理が不十分になりますと、地域ではさまざまな問題が引き起こってまいります。放火による火災や自然倒壊の危険、台風や強風時の木片やかわらの飛散によるけがの災害、雑草の繁茂、ごみの不法投棄、不審者や非行少年のたまり場になりやすい防犯上の問題、飼い主のいない犬・猫のねぐら、またシロアリの繁殖地になるなどの衛生上の問題、周辺地域の景観上の影響等も上げられております。本町内には倒壊のおそれがある危険な空き家や空き地・廃屋をどのぐらい把握されているのか、お聞きをしたいというふうに思います。また、空き家や空き地・廃屋などに関する相談はどのぐらいあるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 環境経済部のほうに関係する点についてお答えをいたしま

す。

空き地の関係でございますが、空き地につきましては、その実態調査につきまして、耕作放棄地に係る農地の荒れ等につきましては、農業委員会等の関係で調査をしておりますが、市街地部分での空き地等についての実態は把握しておりません。

また、相談等についてでございますが、空き地の雑草に係る苦情と申しますか、相談につきましては、毎年20件ないし30件がございます。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 消防のほうの対応でございますが、まず冬場、空き地の枯れ草でございますが、乾燥時期には火災が発生しやすいということで、枯れ草調査を毎年11月の秋の火災予防運動期間中に一度調査しまして、その調査の内容によって、所有者・管理者にお便りを出して、事前に危なくなる前に除去していただくと、それは52年から毎年続けております。

それから、空き地については、消防本部としては、苦情があれば現場まで職員が確認に行きますが、それ以外では現在のところ調査をしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 総務の防災課のほうで、昨年、幸田町安全・安心まちづくり条例を制定したところでございます。これは防犯条例ということでございまして、防犯上の理念を条例化し、土地・家屋の所有者に対し適正管理をきちんとしてくださいという努力義務をお願いし、指導しておるところでございますが、1年間の相談件数につきましては、実績がございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、環境、また消防の面、また防犯の面からお答えをいただきました。

これは地域からの苦情を受けても、土地・建物が個人の所有である財産がゆえに、やはり行政の打つ手が限られているのが実態であるというふうに思うところでございます。

防犯のほうから言いますと、総務のほうは相談件数がないというふうに言われました。消防のほうは、11月に調査をして、続けているということでは言われました。環境のほうは、耕作放棄地にかかわるものは調査している、また市街地にかかわるもの、雑草等の苦情が20件から30件あるというふうに今お聞かせを願ったわけでございますが、これらの住民からの相談を受けた場合、受けたときにその所有者に対してどのような管理を指導されてきたのか、また成果としてどのような改善がなされたのかということをそれぞれお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） ただいま、年間20件ないし30件ほどの要望・苦情があるということで申し上げましたが、私どものほうは相談・苦情を受けた場合には、まず個人の土地どうこうということではなくて、まず直ちに現場のほうを職員に確認をさせております。職員も現場へ直ちに出向いていって所有者を確認し、その状況について電話等で所有者の方に必要があれば雑草の刈り取り等を依頼を一度ならず数回にわたって依頼をしております。

そうした中で、もしどうしてもその作業する手がなくてやれないよというようなことがあれば、シルバーのほうのあっせんといえますか、町にはこういう組織もございますよといったような紹介もしながら改善していただくようお願いをしております、おおむね改善といえますか、草刈りの場合ですと、その作業は実施していただいているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 枯れ草のほうの除去の内容でございますが、21年につきましては、対象物件、対象物件というのは、民家の近く10メートル以内ぐらいで、一応、近くに枯れ草等があったら対象物件としまして除去をお願いするわけですが、21年では対象物件が41件、それから未実施が4件、90.2%の除去数でございます。それから、22年はまだ途中でございますが、14件の対象がありまして、3件が未実施で、今現在、ちょっとまだ調査は最終的にはしていませんが、現在のところは78.5%が除去されておるということです。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） それぞれ相談があった場合は適正な管理をし、また指導をし、成果も上げているよということでございました。

空き家等が長い間本当に放置されておりますと、管理不十分になりますと、さまざまな面で近隣に迷惑をかける場合が出てまいります。

私が聞いてきたところへ伺った方は、本当に今度台風などで強風があったら危険だと不安がっておられた方、また空き地の雑草の繁茂から放火、たばこのポイ捨てなどからの火災を心配されている方もございます。所有者に話しても何も措置されない。これは住民が住民に直接所有者に話をされたということでございますが、何も措置されない。近隣過ぎて苦情が言えない、所有者がわからないなどの苦情は、当局が把握されている以上に私はあるのではないかなというふうに思うところであります。一定の基準に基づきまして町内の全域の実態調査が私は一度は必要ではないかなというふうに思うわけですが、この実態調査をするかしないかのお考えについて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 枯れ草同様、空き家についても、火災予防条例上の観点から措置が必要だということがありますので、消防として、今現在、坂崎とか長嶺・久保田・野場、それから永野・桐山・深溝の地区には調査をしておりますが、その他の場所にはまだ調査が行っておりませんので、これも含めて全体をもう一度調査させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、消防のほうでは御回答を願ったわけですが、やはり草木の問題、また防犯上の問題から、私は一度、総務の関係、また環境の関係からも実態調査というのを一度は私はしていく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ただいま消防長の答弁どおりでございますので、一つ課題を幾つもの所管がそれぞれ調査するという事は非効率的でございますので、協力し合って空き家調査の実態を把握してまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 同じ回答でございますので、3課といたしますか、3課で協力をして同一歩調で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも同一歩調でよろしくお願いいたします。

消防だけに任せないで、やはり防犯の面、また環境の面で、しっかりとその辺は力を合わせて私はやっていただきたいと、そのように思うところでございます。

また、多くの樹木が茂って住宅や道路にかぶさっている土地も見受けられます。管理が不十分だと、そこに不純な本やごみなども捨てられます。ある道路では、通学路になっている場所に、道に樹木が生い茂り、近隣の住民からは、この4月から新1年生になるから心配との声がありますし、狭い道で通行に大変迷惑をかけております。子供たちに安全な通学をさせるためにも指導改善を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 通学路の設定につきましては、子供たちの安全が最優先ということで、できるだけ歩道の区分があって、比較的車の通行量が少ないこと、あるいは見通しが悪い危険個所が少なく、比較的犯罪の可能性が低いことなど防犯の観点や交通事情を配慮して、可能な限り安全な通学路を設定しております。

しかしながら、先ほど来言われましたように、空き地の状況等も放置されますと、雑草などが通学路にもはみ出してきて、それを避けるために子供たちの安全性が懸念される状況も出てくるかもしれません。そういうことも中にはあるということも聞いております。議員が指摘された状況についてもそうでありますが、関係課ともよく調整をしまして、より安全な通学路が確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 新学期になれば各学校で通学路の総点検というふうなのがあるというふうに思いますので、この辺も子供の目線で点検をぜひやっていただいて、改善を願いたいというふうに思います。

それから、建築基準法の第10条には、「保安上危険な建築物等に対する措置として、著しく保安上危険であり、また著しく衛生上有害であると認める建築物に対しては、除去等を含めた改善指導を行うことができる」とあります。また、本町の火災予防条例第24条で、「空き地及び空き家の管理」として、「枯れ草などの燃焼の恐れ、空き家への侵入の防止と周囲の燃焼のおそれがある場合、火災予防上必要な措置を講じなければならない」とされております。また、空き地の環境保全に関する条例の第4条では、「指導助言及び勧告」、5条で「措置命令」がうたわれております。しかし、住宅においての住民に危害が及びそうな危険な建物に対しての条例はございません。

私はことしの1月、埼玉県の所沢市に視察に行つてまいりました。所沢市は、去年の10月1日に空き家等が放置され管理不全状態になることを予防することにより生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的に、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、施行されております。

その条例では、助言・指導及び勧告・命令したにもかかわらず、正当な理由なく命令に従わないときは、住所及び氏名、対象の空き家の所在地、命令の内容などを公表できるとしております。緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察、その他の関係機関と連携して、持ち主に対し必要な措置を講じるよう要請することができるとされております。

空き家は、あくまでも所有者の財産であり、空き家というだけで問題にするわけではございません。管理不全な状態により、近隣住民等が不安を感じたり迷惑をかけたりすることを問題としているものでございます。生活環境の保全と防犯のまちづくりのために、本町も空き家等の適正に関する条例の制定は必要かというふうに思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 通学路の点検について質問がございましたので、先に答弁をさせていただきます。

通学路の点検につきまして、特に新入学児童を迎えるに当たりましては、各学校において新たな通学路の設定等も含めまして現場に出向きまして、地元の方や警察の方々と一緒に検討をしております。

また、私ども教育委員会としましても、4月に各学校の危険個所の点検を行つて、安全な通学路の設定に努めておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 条例制定の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

現在の条例、御承知のとおり、幸田町火災予防条例、幸田町空き地の環境保全に関する条例、幸田町安全・安心まちづくり条例といった条例でもって空き家・空き地対策をしておると、それぞれ所管ごとに対応しておるとというのが実態であるわけでございます。

それぞれの条例につきましては、空き家・空き地がもたらす現象・問題点から条例が制定されておるわけですね。火災上の問題がある場合は火災条例だよと、衛生上の問題がある場合は環境保全に関する条例ですよと、防犯上の問題があれば、安全・安心まちづくり条例ですよというような形での条例体系があるわけでございますが、これらに対して、今御提案の空き家条例というようなものを対象にした条例制定をしてはどうかという御提案だと思います。非常に従来の条例とのすり合わせというものが必要になる提案の条例だなというふうに思います。事例をやはり参考にさせていただきまして、検討をしてみたいというふうに思います。

しかし、やはり空き家の実態調査を先行した上で、その空き家の実態が非常に深刻な状況にあるということであれば、その条例制定についての対応を進めていかなければならないし、さほどの空き家の実態がないということであれば、またさらに先送りという

問題もあろうかと思えます。

何にしましても、空き家の実態調査をまずし、その実態からして対策の必要性の有無を判断してまいりたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） もうぜひとも空き家の実態調査をしていただきたいというふうに思います。本当に所有者の管理がしっかりやっているところもございませう。しかしながら、トタンがはがれ、かわらがいつ落ちてくるかもわからないような、そういう空き家もございませうので、しっかりとした調査をしていただきたいというふうに思います。

私は本当にここ数年、やはりそういう空き家のあるところが目立つ、そういう思いから視察に行ってきたわけでありませうし、本町にもそれは年々多くなっているのではないかなということから、こういう提案をさせていただいているものでございませうし、やはり近隣の人から言いますと、本当に心配だけれども、どこに行ってもいいかわからないというのも実態でございませう。そういう実態もしっかりお酌み置きの上で検討していただきたいというふうに思うところでありませう。

所沢市では、この条例をやはり施行して、条例を周知することで、やはり自分の所有している空き家の様子を定期的に見ていただく、自分で管理できない場合は行政に依頼するなど、所有者としての責任を果たしていくための条例であるということも言われておりました。本町も、ぜひ所有者の責任を持ってもらうための条例の制定のための検討をやはりしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

それから、本町の空き地の環境保全に関する条例第7条に、「空き地を町に信託するよう要請できる」とされておりました。このように、更地の寄贈については可能かというふうに思いますが、空き家や廃屋についての土地や建物を町に寄贈の申し出があった場合は、町が譲り受けて公費で解体し、公園や地域の避難所など公共的な用途に利用することはできないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 特殊なケースとして、過去にも、事例は少ないですが、ございました。町の土地利用や施策に合致しておれば、その土地・家屋を譲り受けるということは現行制度の中で対応させていただいております。

具体的に言えば、来年度の予算にもかかわるわけですが、聞入寺さんを実は寄附を受ける予定にいたしております。その解体費用を新年度で予算計上もいたしておるところでございませう。

こういった形で、現行制度で対応させていただいておりますが、こういう形での処理が空き家対策の一つではあるわけですが、空き家件数からすれば、こういう形での処理ができるのはほんのわずかであろうというふうに思えます。

したがって、空き家をまたほかの方に御利用いただくというような形で、空き家をなくしていくということ、これが大事ではないかなというふうに思えます。

したがって、それは普通言います空き家バンクという制度でございませう。その仲介を行政が行って、所有者からまた新たな借り受け人を手配して空き家を埋めていくというような形で行うのが空き家バンク制度でございませう。こういったものも今後検討し、実

態が数多く空き家がある実態であれば、こういったことも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） あと、所有者の中には、やはり危険な家屋を解体したくても、経済的に困窮していて、自力では除去できない方もおられます。また、お金をかけて解体しても、更地にした後は固定資産税が高くなり、こうした要因が危険な家屋の解体の大きな障害となっているようでございます。

国土交通省には、新たに創設されました社会資本整備総合交付金事業という支援制度がございます。住宅施策を自主性と創意工夫を生かしながら、総合的かつ計画的に推進することも目的としている制度でございますが、空き家となっている住宅などの活用や解体撤去などの費用についても国からの費用が可能ということもあるようでございますが、少しでも支援があれば撤去したいと考えている人もおるかというふうに思います。このような国の制度の活用を視野に入れて、町独自の助成制度のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 社会資本整備総合交付金ですが、これについては平成22年度創設ということで、四つのテーマがございます。「活力創出基盤整備」、それから「安心・安全基盤整備」これは下水です、それから「市街地整備都」、それから「地域住宅支援」ということで、本町においては市街地整備、それから活力創出基盤整備等については単独の整備計画を策定していますが、地域住宅支援については、愛知県のほうで策定をされています。その中に効果促進事業ということで、住宅の耐震改修に伴う除去費を国のほうが交付金を助成しておるとというのが県下で6市町ございます。この内容は、1件当たり限度額が20万ということで、その約50%を交付金をいただくということになっています。

ただ、これについては、木造耐震診断等を同じ条件で行うということと、それから人が住んでいないといけないという条件がありますので、この実態としては、空き家には適用はしてございません。

ただ、単独で県下で空き家だけを除去費をしているところが1市ございます。そういう点では、この社会資本整備の中ではやはり事業効果が問われるということで、ただ壊すだけでということではなかなか採択できませんが、本町としては、6市町ですが、たまたまこの6市町が三河の市町ですので、もう少し近隣実態がどのような契機でつくられたかを調べて、今後検討をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり行政として所有者の背中を後押しするような制度になるといいかなというふうに思っております。

本当に空き家を放置しておきますと、近隣の二次災害等もございますので、その二次災害を防ぐ意味でも、やはり住民が安全で安心な生活を確保できるように、やはりさまざまな助成制度を設けながら環境をよくして、安全・安心で住んでいただけるような、

そのような前向きな検討をしていただきたいと、そのように要望をさせていただきたい
と思います。

○議長（鈴木三津男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木富雄君） 現実に、先ほども空き家の実態調査とかをしますし、また
この耐震改修については、平成15年から行っています。ただ、この間、そういう診断
の判定値が低くて除去費を補助してくださいというような声はまだまだ聞いてございま
せんが、そういう実態を今後踏まえて、検討課題ということで御理解願いたいと思いま
す。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に質問をしてみたいです。

まず第1番目に、子供の複合施設建設を計画的に進めることについてであります。

人口急増に伴うわしだ保育園の増改築が計画されております。当面、用地を確保し、
増築で対応しようという計画であります。わしだ保育園は昭和55年に開園をし、初
めて乳児保育を実施した園であります。一番新しい菱池保育園と比較をいたしますと、
保育室・廊下・遊戯室など、面積も今の保育ニーズに合ったものとなっております。
また、乳児室・ほふく室なども極めて狭く、そしてそれが2階に配置されているために、
災害等があったときに対応できないなどの大きな問題点もございまして。現在の保育園の
ままで老朽化に対応する改修をするだけとしているわけではあります。新たに保育園を
建設をする考えについて伺います。そこで、順次、質問をしてみたいです。

まず、幸田小学校区についてであります。子供のための施設はなく、公園や児童館
を望む声は多いわけではあります。次世代育成支援行動計画には、中高生のための施策は
抜け落ちている実態もございまして。こうした中高生の願いにこたえるためにも、ニーズ
に合った居場所をつくることは行政の責任であります。

そこで、まず第1点目にお伺いをすることではありますけれども、現在、幸田小学校区
の子供たちの把握・調査についてでございますが、伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 幸田小学校区における子供さん方の人口の動向というようなことで
ございましてけれども、小学校以下の人口動向というような形でお答えをさせていただき
たいと思います。

平成16年度と22年度の比較でございますが、小学生以下の人口は、平成16年が
4,648人、平成22年が5,089人で、441人の増加となっております。これを
幸田小学校区で見ますと、平成16年が1,120人、平成22年が1,426人で、3

06人の増加ということでございます。

このことを見ましても、町全体が441人の増ということでございますので、幸田小学校区の増加というものが町全体の増加の中の多くを占めておるということが御理解いただけるのではなからうかと思えます。

また、さらにその中でも鷺田区の状況でございますけれども、平成16年につきましては341人、平成22年が593人ということで、252人の増加でございます。幸田小学校区の中でも鷺田の増加が、住宅開発の影響などもあるかと思えますが、そういった増加が目立っておるという状況にあるかと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田小学校は、こうした子供たちの人口増に対応するために増築をいたしました。それが2年を経過をしたわけでありましてけれども、しかしながら現在の幸田小学校でも児童クラブ並びに放課後子ども教室は満杯状態という中で、預けたくても預けられない、これは小学校の子供たちでありますけれども、そういう実態がございます。

なおかつ、今度はゼロ歳から5歳児までの小学生以下の子供たちについても、年々子供たちの数がふえてきているわけでありましてけれども、ところが現在の保育園の整備の実態はどうかと言うと、大草保育園とわしだ保育園2カ園あるわけでございますけれども、既に大草保育園は3歳児が受け入れられないという実態がございます。これは御承知ですよね。

そういう状況の中で、やむなく小学校区の保育園ではなくて違う、わざわざ南のほうの深溝保育園まで行かなければならないというような、こういう他園へ移っていただくと、こういう状況があるわけでありまして。

そこで、今度、今の保育園の整備状況を考えてみますと、現在、3歳未満児の保育希望者が急増している実態がございます。これは、平成23年度の保育所入所申し込み状況についても説明を受けたところでありますけれども、坂崎では、幸多の杜でゼロから2歳児までが60人ふえてきている。今のところはまだ若干余裕はあるけれども、しかしこの坂崎保育園がもう間もなく満杯状態になることは間違いがないわけですね。希望しても、遠くの保育園に追いやられてしまったと、こういう状況が今の町内の保育園の入所状況でございます。

今度は、問題の幸田小学校区でございますけれども、幸田町内の中で一番のマンモスになってきている、いわゆる人口急増地であるにもかかわらず、この実態を見るとどうかと言いますと、子供のための施設が全くない、子育てする上で子供のための施設がどれだけあるか、これはそのまちの子育て支援に対する尺度にもなるかというふうに思えますけれども、私は何度もこの児童館の問題についても取り上げてまいりましたが、新しく幸田町の小学校区に対して児童館を計画的に建設しようという計画が全くなされていない状況であります。

平成17年から始まりました次世代育成支援行動計画の中でも、この児童館の建設計画はなかなか取り上げていただけなかった。ですけれども、今の若い世代の保育ニーズ・子育てニーズに対応していくためには、これは児童館は計画的につくらなければな

らないと、こういう実態が今の幸田小学校区にあるのではないかというふうに思います。

そこで、こうした子育て世代の願い、また保育園に安心して預けたいという、こうした若い世代の願いにどうこたえていくかということでお聞きしたいわけでありすけれども、来年・再来年度に向けてわしだ保育園の増改築というものが計画をされているわけでありすけれども、しかし実態は、学区の人たちは新しく施設をつくってほしいと、今の老朽化した施設を幾ら手直ししても、すぐだめになっちゃうじゃないかと、こういう声があるわけでございすけれども、そこで私は今の幸田小学校区にないものを、やはり願いにこたえていくための複合施設の建設を計画的に進めるべきではないかというふうに思うわけでありすけれども、そのお考えをお伺いをしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 幸田学区につきまして新たな複合施設をという御意見でございす。

新たな保育園ということになりますと、やはり多くの厳しい、今、財政状況の中でございまして、直ちにとすることはなかなか難しい状況にございす。町長の施政方針にもございまして、当面は新たな施設ということではなく、現有の施設を維持補修しながら使っていきたいということを基本に考えておるわけでございすけれども、ただわしだ保育園につきましては、議員御指摘のように老朽化が進んでおる、またそして鷺田地区の人口増に対する対応というようなことも考え合わせながら増改築を予定していきたいということを思っておるところでございす。

改築の内容につきましては、今後の保育士などの意見も聞きながら、今後、案をまとめてまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましてもこうした需要にこたえていく上で、とりあえず当面の措置として、こういった現有施設を修繕をして、御希望を少しでも受け入れるような枠を広げていきたいということを思っておるわけでありす。

また、保育園の中には、ほかの菱池では一時保育なども行っておるわけでございすけれども、そういった新たな需要というものも出てきておることも事実でございす。そういったことについても考えていきたいというようなこともありまして、直ちに児童館ということについてはまでは考えていないわけでございすけれども、今申し上げましたように、当面、わしだ保育園の増改築ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わしだ保育園の今の建物の現状というのは、十分御承知かというふうに思ひます。

今現在でも、あの保育室の大きさ、それから廊下の大きさ、遊戯室の大きさ、それから調理室の大きさ、いろんな基準が今の幸田町が建設をしている保育園の実態に即していない、こういう状況をどうやって増改築で対応していくのかと、すぐびずみが出てくるという可能性もあるわけでありす。

それと、あそこの土地は、以前、建設廃材等が埋められていて、なかなか木も育たない、そして何回土を入れかえして植え直しても樹木が大きくなならないという、こういう土地でありす。そこにまた新たにいろんな建物を増築をして、そして補修をしても、

必ずそこにひずみが出てくるわけでありまして、今の基準からすれば、やはり新たなところに建設を進めて保育ニーズに合った保育園をつくっていくと、こういうことが一番妥当ではないかというふうに思うわけでありまして。

現在のわしだ保育園は改修を進めて、そしてまたしばらくまた施設の延命化を図りながら、小規模園として運営をしていく、こういうふうにしていけば、人口増にも対応できるというふうに思います。

あわせて、保育園だけではなくて、児童館、そして中高生の居場所づくり、子供たちの居場所づくりを備えた、いわゆる複合的に考えた施設をあの地域一体に利用できるという施設の建設を進めていく、これこそがやはり夢がある、幸田町に引っ越してこようかな、こういう気持ちにさせるのではないのでしょうか。この町の子育て支援に対する判断基準、こういうものもどう判断されるかという一つの目安にもなるわけでありまして、そうしたことで、やはり箱物は町長はつくらないと言われましたけれども、確かに今の財政状況の中でこうした建物の建設をしていくというのは相当な決意が必要かというふうに思いますが、けれども子供たちは待つてはくれない、今の人口増加には対応できない、こういうことであれば、私は町民は幾ら借金をしていても、子供のための施設であるならば納得ができるというものじゃないのでしょうか。そのために計画的にどう進めていくかということでありまして。

今の北部地域の中で新駅を中心としたコミュニティバスをあそこを起点にして、そして循環ができるようにという、そういうまちづくりを進めるわけでしょう。そして、やはりあの地域にも一つの拠点づくりとして子供のための施設をどう整備を進めていくか、こういうことを計画的にやっついていかないと、いつまでたっても幸田小学校区に児童館なんかできませんよ、そうじゃないのでしょうか。

それと、わしだ保育園を増築してもすぐパンクしてしまうという、こういう実態になってくるわけでありまして、やはりそうした将来性を見越して計画的にやるべきではないかというふうに思います。

その一つの事例として、菱池保育園の改築に向けたときに、この中央学区の人口増に対応していくためにもう一つの保育園をという、そういう意見も大きく出てまいりました。ところが、学区に保育園は一つでいいんだという、こういうことで見切り発車をしてしまった。そして、その結果、菱池保育園も最初は定員が120名でしたよ。それで、議会で何度も取り上げて150名と、やはりこの保育園の定数、定員規模、これは120名がやはり限度、それが150人に許容範囲を広げて、ところが今ではどうでしょうか、200名ですよ、菱池保育園。このように、今、本当に保育園への希望がふえているわけでありまして。

3歳児、子育て世代の保育園の入所、これを見てもみると、「保育園に」が65%、そして「幼稚園」は25%、こういう状況になっていて、このことから働く女性がふえている実態が明らかではないのでしょうか。そのために町はどう進めるかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 新たな施設をつくるべきではないかと、保育園をつくるべきではな

いかという御意見でございます。

先ほども申し上げましたが、新たな施設ということになりますと、いろいろな課題というものもございます。町といたしましても、わしだを今回増改築を考慮しておるわけですが、他の園につきましてもかなり年数的にも経過をしてきている部分もございます。こういったものも、整備をしながら考えていかなければならない。

確かに、今、議員がおっしゃられますように、最近のこういった経済状況の中で、3歳未満児を預けたいといった保護者の方がふえてきておることも事実でございます。こういったことの中で、当面はとにかくまず我々としてできるわしだ保育園の増築を図っていきたいということでございます。

また、児童館の関係につきましては、利用の対象が中学生以下ということでございます。先ほど御指摘がございましたように、高校生の直接対象とした、今、施設ということはないわけですが、平成21年度の状況を見ますと、町全体の児童館の利用状況を見ますと、個人の状況で見ますと、利用者数は2万5,512人ということで、このうち中学生の利用が807人ということでございます。

児童館は、基本的には小学生以下が中心となる施設であるのかなということを思っておるわけでありまして、中高生になりますと部活や塾、こういったことの中で利用がどうしても図書館などの利用のほうに行っておるのかなというようなことも思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、高校生の程度になりますと、個々の需要とか、そういったことも変わってくるかというふうに思います。今後とも、そういったニーズというものも確認をしながら研究をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 中高生が利用が少ないというのは、利用できない施設であるからということではないでしょうか。

そこで、文科省は地域の大人の見守りと青少年の拠点、子供の居場所づくりを進めているわけでありまして、その中でも、私は前にも質問をしてみましたが、中高生の居場所づくりの件でございますが、文科省がこのモデル事業として実施をしている状況と、それから愛知県が青少年の居場所への実態と施設等の協力依頼調査、このアンケートで幸田町は、「居場所を設置している」、あるいは「居場所を必要としない」という、そういう回答の中で、幸田町は平成18年の12月には、63自治体の調査の中でも「居場所を必要としない」という、そういう回答をした自治体ですよね。これは、63自治体の中で12自治体が「居場所を必要としない」と、こういうことを県には回答しているんですよね。

ところが、この次世代育成支援行動計画後期計画の中でも、中高生の居場所づくりは取り上げられていなかったわけですが、この次世代育成支援行動計画はゼロ歳から18歳未満という、こういう位置づけをしながら、そしてその子供たちに対する支援をしていく、進めようと、これがこの次世代育成支援行動計画であります。

ところが、この計画の中身と言え、中高生の居場所については抜け落ちている。国

や県が居場所づくりということで進めているにもかかわらず、幸田町はこれに背を向けてきた。こういう実態があるから、利用する施設がないと。

先ほど参事は、児童館は中学生までだと、実態としては小学生ぐらいがというふうに言われましたけれども、しかし今、全国各地を見ましても、18歳未満の世代が利用できる施設に展開しようと、こういう今の実態でありますので、やはりこうした子育てニーズ、あるいは若者ニーズにこたえていく、こういうまちづくりの中での一つの取り組みが居場所づくりになるわけであります。

確かに、子供たちは図書館に行ったりするわけでありまして、塾もあります。それから部活もあります。けれども、今、実際の子供たちの思いは、学校にも家庭にも居場所がないという子供たちが実際ふえているのが新聞紙上でも報道もされておりますし、アンケートの中でも明らかになってきている、この実態に目をつぶるのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 非行防止、それから留守家庭における子供さん方の居場所づくり、こういったことは今の社会におきます一つの大きな課題であるということは認識をいたしております。

先ほど申しあげましたように、高校生との関係については、施設が明確にその辺に位置づけられたものは今ないわけでございますけれども、ほかの市町ではバンドの練習ができるといったような施設を確保したというような話もちよこちよこ聞くこともあるわけでございますけれども、先ほど申しあげましたように、やはり高校生のレベルになってまいりますと個々の考え方もいろいろと千差万別というような状況もございます。そういったことをやはりよく精査をいたしまして、今後の計画、子ども権利条例の中でもこういった居場所づくりということもうたっておるわけでございます。そうした中で、場合によっては行動計画の中に、推進項目の中にそういったことも考え合わせながらやっていかなければならないということも認識もいたしておるところでございます。

今後のその辺についての意見について参考にしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小4の壁というのを御存じでしょうか。

小学校3年生が終わると、小学校4年生になると、児童クラブや放課後児童クラブが利用できないと、こういう実態がありますよね。今度、中央小学校に放課後子ども教室が3校目として設置をされるわけですが、現在の幸田小学校や荻谷小学校では、この小学校4年生が利用できないと。それと同時に、6時までしか預かってもらえないから、働くお母さんたちは飛んで帰ってきてても間に合わないと。ところが、実際、幸田の児童クラブは10分前ぐらいには、もう子供に帰る準備をさせていると。これでは、今の働く女性を支援するということにはつながらないのではないかと、もう少し何とかしてほしいというのが一つ時間の問題であります。

それから、小4の壁の問題であります。やはり、我が子をかぎっ子にしたいくない、安心してただいまと帰れる場所で過ごしてほしい、これがやはり親の願いであります。

そうした点からすれば、私は今までいろいろ述べてきましたけれども、幸田小学校区、

あの地域の中では、すべてにおいてそれが不足をしている。そういう状況を見れば、やはりわしだ保育園の増築だけで乗り切るのではなく、子供のための複合施設、これは別にビルを建てろというわけではありませんよ。複合というものの、その地域のところに保育園機能、それから児童館、居場所、そういうものを備えた施設をどうつくっていくかということでありますので、最後に町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） わしだ保育園の件でありますけれども、確かに形状的にもちょっとホールが2階にあるということで、使いづらい面もありますけれども、将来の子供の推移ということを考えますと、今新たにまた増築・新築してやることで、果たしてそれがいいかどうか。

例えば、幸多の杜しかり、桜坂にしてもしかり、25年ぐらいのスパンで人がどんどん老いていくといいますか、そういう3世代が十分に住んでいかれるような住宅でもないとなりますと、子供が一気に、例えば増築した場合に減少すると、そういうのが、これは小学校でも、中学校でも、全部、そういう影響が今後少子化の波で出てくるのであろうと思います。それをよく考えながらやらなければいけない。あるときには、プレハブで対応する時期もあるかなというときもあるかと思えます。それをつくったからと言って、じゃあ今度空っぽになってしまうと、子供がどんどん減ってしまうという状況もありますので、それも十分検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、子供の中学生・高校生の対応でございましてけれども、従来、普通中高生になると、私はよくわかりませんが、私は古いと言われるかもしれないですが、そういうところへ行って遊ばないといいますか、いろんな塾へ行ったり、いろんなわんぱくしている子供のほうがいいかなという気がするわけですが、そんなことを言うと怒られちゃうかもしれませんけれども、小学生とか、多くても中学生あたりがそういう子供の施設といいますか、学童保育等々を使っただけというような形がいいだろうと思いますけれども、わしだ保育園につきましては、当面、増築をしていきたいと、その配置についてはまた後に考えていきたいというふうに思っておりますので、それから将来的にその地域の児童館的施設につきましても、今後よく検討していきたいというふうに思っております。

当分、箱物はやりたくてもできない状況があるということをお考えいただいて、徐々にそういう目的基金を積みながら安定的な、急遽すぐつくるんじゃなくて、先を見込んで基金を積み立てながら大きな事業はやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかくお金がないからできないよということでもあります。

それと同時に、今、急激に人口が急増しているから、いずれは閑古鳥が鳴くよと、こういうようなことを言われるかというふうに思いますけれども、しかし幸田町は少子化といえども人口をふやそうという、そういう取り組みを進めながらやってきているわけでしょう。そうしたら、やはりそういうニーズに合った子育てしやすいまちだなど、あそこに住みたいなという、そういうまちにしていくなめには、何もかも貧弱では、とて

も住みたいと思わないですよ、逆に子育てしにくいと思うわけですよ。

ですから、やはり新住民となった方でも、あるいは新家として出られた方でも、町外からでも、町内からでも、あの地域に住みたいと、とても子育てしやすい環境だと、そういうまちづくりを進めていくためには、今現在から考えていかないと、とても将来には建たない、土地さえない。保留地だって処分をするわけですから、土地探し、どこに建てようか、もう本当に必要となって建てようとなったら、今度は田んぼにしか建てられなくなっちゃうと、こういう外れた地域に施設をつくっても、子供は行けませんよ。

ですから、それをやはり計画的に地域の拠点づくりとして子供のための複合施設をという計画でありますので、そういう意思はあるか、ないかということでもあります。お金の問題ではなく、あの地域にそういう子育てしやすい施設をつくるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろんな考え方があろうかと思えますけれども、今、もう一つは、保育園なんかにつきましても、こども園というか、そういう新しい政権が25年にそういう幼保一元化したような、そういう施設をつくっていきたいという国の方針もございます。それも十分に加味しながら、そういう施設をつくっていかなければいけないなということをおもっています。

もう一つは、私も言っていますけれども、民間のそういう幼保一体型の民間の施設があってもいいのではないかというふうに思っておりますので、その民間化ということについても進めていきたいなというふうに思っております。

将来的にそこに児童館的な要素をつくるかどうか、児童館という名目では補助金がまらずおりない。幸田町は満たしているということですので、それじゃなくしてまた別のものを将来的に考えるということならまた必要かもしれませんけれども、内容的には児童館と似たようなもの考えるということになるろうかと思えますけれども、それにつきましても将来的にどうしていくかということをよく検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、特定鳥獣対策について伺います。

私は通告で、猿・シカ等も書きましたけれども、しかし特に幸田町におきましては、イノシシについてお尋ねしたいというふうに思います。

イノシシの被害についてでありますけれども、今年度はイノシシがふえて、捕獲されたのが今現在47頭というふうに聞いております。農地におけるこのイノシシの被害が拡大してきておりますけれども、この被害の実態についてはどのようなになっているか、お尋ねいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 被害の状況でございますが、水田被害1.4ヘクタール、共済の支払額が74万円でございます。それ以外に、畑地の作物等については、畑でイモが荒らされたとかというような情報は入りますが、被害額については把握はしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 捕獲の状況でございますけれども、ここ3年間ほどどのように推移しているか、頭数がわかったらお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 平成20年で8頭、21年で13頭、22年で47頭、これは有害鳥獣として駆除した頭数でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そこで、この有害鳥獣対策についてお尋ねするわけでありましてけれども、愛知県が特定鳥獣保護管理計画というのを平成19年に実施計画を策定をしているわけでありまして。これが平成19年の8月1日から平成24年の3月31日までで、猿・シカ・イノシシ・カモシカの4種類でございます。

これは、県北東部の山間地域を中心に、イノシシによる農林作物への深刻な被害が発生をしたために、平成16年から18年度を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画を策定をし、そしてそれをまたさらに継続をしたというものでございます。

このイノシシの捕獲は、農地を中心に被害防除対策が実施をされてきているわけですが、依然として被害を減少させるに至っていないとして、延長をしたものであります。

そこで、この県の計画に基づく市町村がどう対応したかと言うと、愛知県が指定をする、この県の北東部の山間地域、これ残念ながら幸田は入っていないんですね。豊橋・岡崎・瀬戸・豊川・豊田・蒲郡・新城・設楽・東栄、そして吉良・幡豆と、幸田抜かしになっているわけでありまして。

ですから、そういった関係上、お隣の蒲郡市も、平成22年にこの保護管理計画を策定をされましたけれども、幸田の場合はこの県の上位法に基づいてどう対応するかということには至っていないわけでありまして、しかしこの3年間の実態を聞きますと、確実にふえてきているという、こういう状況の中で、実際、どうこのイノシシの生態系を把握をし、そして共存共栄していくのかと、こういう問題をやはり町として把握をし、そして推進をしていく立場に立たなければならないのではないかと思うわけでありまして。

そこで、この県の上位法に基づいて、特定鳥獣保護管理計画の実施計画を立てるかどうかということでございますが、それと同時に県に対しても幸田町の被害実態報告、そして捕獲状況等もきちっと報告をしながら、そして対応するという観点に立てるかどうかということでございますが、お尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 特定鳥獣保護管理計画については、今、議員の言われたとおりの流れでございます。

そうした中で、この管理計画に定められた区域に入りますと、今言われましたように、特定鳥獣保護管理実施計画という形で策定をしなければならないということになるわけですが、議員言われますように、幸田町については入っておりませんので、その計画を今策定するということはございません。

ただ、県の次の次期の計画、24年からなるかと思いますが、その段階では、今、この幸田町のイノシシの捕獲頭数もふえてきております。そうした状況も県のほうから

各方面へアンケート等されて、実態等も上がっておりますので、幸田町も今まで白抜き状態になっておったわけですが、その区域に入ることが想定されます。そうした場合には、この実施計画を策定して対応していくということになるかと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この管理計画の中では、管理ゾーンと防衛ゾーンが定められておりまして、この共生をするということをやっているわけでありましてけれども、このイノシシの増加の要因というものは、耕作放棄地の増加、これはイノシシの特徴・行動等によって増加の傾向がどうなったかということを出されたことでもありますけれども、このそういう観点から見ますと、幸田町はやはり山が多い。そこに田んぼがあり、そして森林がある。そういう里山が多いところにやはりイノシシは出没をします。そして、1年間に大体1頭に対して四、五頭産むわけでもありますよね。ネズミ算とは言いませんけれども、しかしながらイノシシは非常に多産系であるということから、どんどんふえてきている状況がございます。既に、幸田町では47頭を捕獲をしたという実績からも、まだまだ山の中に相当数いるのではないかというふうに思います。

このイノシシが幼獣の場合は、タヌキとかキツネ等に捕食をされるというふうになっておりますけれども、成獣になると天敵なしということからすると、イノシシ天国という、こういう山の状況になっているんじゃないかと思いますが、そこでこうした有害鳥獣を駆除をする。そのためには、幸田町は猟友会に委託をされているわけですが、この猟友会、今どうなっているか、お尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 猟友会の現状でございますが、幸田町は岡崎猟友会の中に入っております。その中で、幸田支部という形になっておりますが、どうなっておるかということでございますが、構成人員でございますが、岡崎猟友会が約170名ほどだということでございます。その中で、幸田支部の会員でございますが、わなで免許を取ってみえる方がお三方、銃が7名、銃・わな両方持ってみえる方が1名、合計11名が岡崎猟友会幸田支部の会員でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この猟友会のメンバーの方たちもだんだんと高齢化をしていく。そうしますと、この有害鳥獣の駆除に対応する人が少なくなってしまう。ましてや、今、11人ということからすれば、やはり後継者づくりをしていかないと大変だと。

そこで、この猟友会の方たちはやはり本当にボランティアという、ボランティア精神がなければやってられないと、こういうことであります。なおかつ、イノシシをしとめて、それを解体するのも自前でやっていると。そして、幸田町の場合ですと、その肉も販売できない、こういう実態がありますので、その処理は山に埋める等、自家処理する。そういう状況の中で、やはり本当にボランティア精神がなければやってられないということではありますが、やはりこうした猟友会の後継者づくりをどう進めていくかということではありますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 猟友会の方には、有害鳥獣駆除ということで、わずかと

いますか、わずかという言い方をしているかどうかわかりませんが、年間40万円でこの業務を委託をしております。当然、それだけでどうこうできるわけございませんので、今議員言われますようなボランティア精神がなければとてもじゃないがやっておれないということだろうと思いますが、後継者につきましても、非常に私どもと同じぐらいの年齢が若手ということらしいでございますが、今後の後継者づくりについてなかなか育ってこないということは、幸田支部だけでなく、岡崎猟友会、全国的にもそういうようなことだそうでございます。

また、免許の関係につきましても、資格は取ってもイノシシの場合は該当しないわけでございますが、銃の所持については許可がないというようなことで、いろんな面で後継者も減っておるということでございますが、当面、幸田町におきましては、先般も猟友会の方とお話をしたところでございますが、現段階であれば現在の体制で対応できるということでございます。若干はのど元は過ぎるわけでございますが、今後の関係については、また猟友会を中心にして、当然後継者も育てていっていただかなければなりませんので、町としてどういうことができるかというような御意見も伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この狩猟免許でございますけれども、愛知県が実施しているものでありますが、これがわな猟でありますと、8,200円の免許の取得に対してのお金がかかる。それから、税金もありますよね、登録税というのがございます。それが結構な金額になるわけでありまして、住民の方から、やりたいけれども、やはり年金暮らしになってくると、免許もなかなか取れないと、できるならばこのそうした資格を取ってボランティアでやりたいなという人もいるわけでありまして、こういう人たち、あるいはまた後継者づくりをしていくためにも、狩猟免許、あるいは登録税等に対する補助制度をつくって、そして後継者づくりをしていくと、理解を求めていく、こういう考えについて伺います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 狩猟免許の取得につきましては、受験のための受講料、1万円ほどになるかと思いますが、受講料だとか、試験に要する受験費、登録手数料、そこから辺が一度限りのもので、あとは更新手数料だとか、有害鳥獣だけに携わっておれば該当は直接的にはしなくてもいいということなんです、狩猟税という税金もかかってまいります。

そうした費用もかかるということで、近隣ですと豊田市が確か3万円ほどの頭打ちの助成をしておるということで、あとは岡崎市が今検討しておるかどうかという段階かと思えます。幸田町につきましても、同じ岡崎猟友会でございますので、岡崎市の動き等も見て、岡崎がやったから幸田もすぐにとということにはいかないかもしれませんが、参考にしてまいりたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 岡崎市の管理計画では、「今後、里山に隣接した平地にある農地や住宅地への被害の拡大が懸念される」というふうに述べておられます。ですから、こ

れは幸田町にも同じことが言えるかというふうに思います。

また、耕作放棄地の増加がイノシシによる農林作物被害の増加にもなってくるという、こういうことから、私は猟友会の後継者づくりと、それからまたそのイノシシを捕獲した処理施設の計画、その点について伺います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 猟友会に対する助成だとかいろんな支援、協力をいろいろしていただくわけですが、それについては今後ともよく検討してまいりたいと思います。

それから、イノシシの処理をする施設でございますが、現段階、先ほど幸田町で47頭とれるということになると、びっくりした数字かと思いますが、近隣を見ていくと、決してびっくりした数字でもないですし、47頭で箱物をつくってということも、現段階、考えておりません。現段階の47頭ぐらいでしたら、猟友会の方々の自家処理で対応できるということですので、箱物を今つくって対応していこうということは考えておりません。

もし、急激にふえてということになれば、近隣の施設等の利用も考えに入れながら、その段階で幸田町としてどうするかということを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君、あと残り1分です。

○13番（丸山千代子君） 最終的に、こうしたイノシシの被害を食いとめていくためには、イノシシの実態調査、そしてそれをどうとも一緒に生活していくか、そういうのを計画を立てて、そしてきちっと管理をしていく、そして保護をしていく、そして一定の頭数を保ちながら共生をしていく、そういう計画づくりをしていくお考えについて伺います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今後の動きとして、必要が出るといいますか、鳥獣の被害等がふえてまいりますれば、町独自といいますか、市町村独自の獣害被害防止のための計画・調査等、手を出していかなければいけないということになるかと思いますが、先ほどから申し上げますように、現段階ではそこまでのことは考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月9日水曜日午前9時から再開します。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を3月17日木曜日までに提出をお願いします。

ここで、1点御連絡申し上げます。

議会運営委員会の委員会をこの後、午後16時5分から第2委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年3月4日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 山 本 隆 一

議 員 杉 浦 務